

パブリックコメント用
(期間：令和6年11月13日
～12月12日)

(仮称)
第二次くらしき子ども未来プラン
(令和7年度～11年度)

素 案

令和7年 月
倉 敷 市

はじめに



○伊東倉敷市長の挨拶を掲載します。

令和7年 月

倉敷市長 伊 東 香 織

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 計画の位置付けと性格	2
（1）法的根拠と性格、関連計画との関係	2
（2）計画の対象	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制等	5
（1）策定体制	5
（2）市民意向（子育て家庭、こども・若者の意見）、関係団体意見の把握	5
5 計画の推進	6
第2章 基本理念	7
1 基本理念	7
2 目指す姿	7
3 柱・施策領域・施策目標	8
第3章 こども・若者・子育ての課題	9
1 こども・子育ての概況	9
（1）倉敷市の総人口推移	9
（2）倉敷市の0～11歳の人口推移	10
（3）合計特殊出生率	13
（4）若年女性人口減少率	13
2 ニーズ調査、こども・若者意向調査の結果概要	14
（1）調査概要	14
（2）調査実施期間	14
（3）回収結果	14
3 ニーズ調査結果	15
4 こども・若者意向調査結果	16
5 柱／施策領域別の課題	19
（1）「こども・若者」に関する課題	19
（2）「子育て」に関する課題	21
（3）「地域・社会」に関する課題	22

第4章 こども・若者・子育ての施策 24

1 施策の体系	24
(1) 施策の柱1 こども・若者	24
(2) 施策の柱2 子育て	25
(3) 施策の柱3 地域・社会	26
2 柱ごとの施策	27
(1) 「こども・若者」に関する施策	27
「こども・若者」に関する評価指標と目標値	35
(2) 「子育て」に関する施策	36
「子育て」に関する評価指標と目標値	43
(3) 「地域・社会」に関する施策	44
「地域・社会」に関する評価指標と目標値	48

第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」 49

1 量の見込みと教育・保育提供区域の設定	49
(1) 教育・保育提供区域と主要事業	49
(2) 教育・保育提供区域の設定	49
2 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」	50
(1) 幼児期の学校教育・保育	50
(2) 地域子ども・子育て支援事業	57

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

近年、社会の急激な変化が進む中で、わが国のこどもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況となっており、出生数は、令和5年時点で8年連続減少し、過去最少を更新するなど、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

また、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化などの社会情勢の様々な変化により、子育ての孤立化、児童虐待、不登校、引きこもり、こどもの貧困、ヤングケアラー、若者の未婚化・晩婚化などの状況が顕在化するなど、こどもや若者を取り巻く環境にも影響を及ぼし、かつ、それぞれが複雑に絡み合ってきています。

こうした、こどもや若者を取り巻く多様化・複雑化する課題に対し、国では、これまでも平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行などにより、一人一人のこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

さらに、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、そのための新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、令和5年12月には「こども大綱」※、「こども未来戦略」※を策定し、政策を更に強力に推進しています。

本市では、これまでも、子育てを地域社会全体で支援するため、平成24年4月に「倉敷市子ども条例」を施行し、保護者、学校園等、事業者、地域住民及び行政のそれぞれの役割のもと、地域ぐるみで、こどもと子育て家庭を支えています。また、平成27年度からは、倉敷市子ども条例を最上位の規範として位置づけた「くらしき子ども未来プラン」を策定し、こどもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めてきました。

この度、くらしき子ども未来プラン後期計画が令和6年度に終了することから、国の動向や、こども・若者を取り巻く新たな課題に対応し、これまでの本市の取組を更に推し進めるため、新たな計画となる「第二次くらしき子ども未来プラン」を策定します。

※【こども大綱】：これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する対応」を一元化し、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するための、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めている。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げている。

※【こども未来戦略】：若者・子育て世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える（共働き・共育の応援）、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを、戦略の基本理念とし、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。

2 計画の位置付けと性格

(1) 法的根拠と性格、関連計画との関係

本計画は、平成24年4月1日施行の「倉敷市子ども条例」を最上位の規範とし、「倉敷市第七次総合計画」の分野別計画として、本市のこども・子育てに関する「基本計画」の役割を有し、家庭における子育てを中心に、学校園等、地域、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市がこどもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

前計画に引き続き、以下の各法令等に基づく計画を包含し、さらに本計画より、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画※」として一体的に策定します。なお同法において、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して作成することに努めることとされています。

また本計画は、「倉敷市地域福祉計画※」の方向性を踏まえつつ、「くらしき健幸プラン」「倉敷市障がい者基本計画」「倉敷市教育振興基本計画」など、保健・福祉・教育をはじめ、各分野の個別計画との整合を保ち推進するものです。

【一体として策定する計画（紐付く法令・指針）】

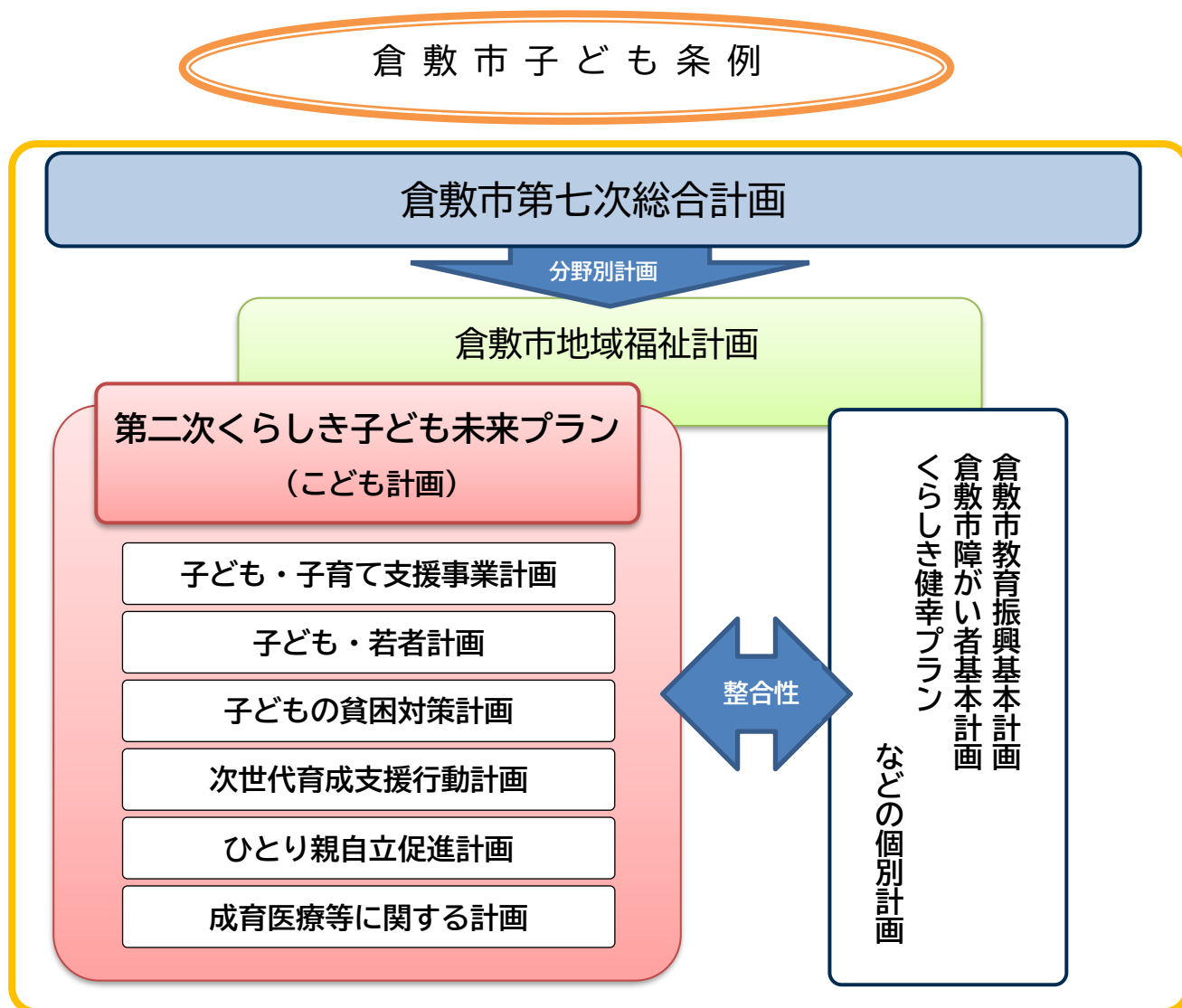
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- 子どもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ひとり親家庭自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- 成育医療等に関する計画（成育医療基本方針等に基づく計画策定指針※）

※【市町村こども計画】に含まれる内容：こども大綱は、こども基本法第9条において、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定め、①少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項の各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされていることから、こども大綱を勘案する市町村こども計画にも、これらを計画の内容に盛り込むことが求められる。

※【倉敷市地域福祉計画】：各分野の個別計画を横断して、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにした計画。「互いに助け合い、支え合う地域づくり」「誰もが安心して相談でき解決につながる地域づくり」「地域で安心して暮らすための仕組みづくり」を基本目標に掲げている。

※【成育医療等基本方針に基づく計画策定指針】：成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための総合的な推進に関する基本的な方針

【一体として策定する計画、関連計画のイメージ】



(2) 計画の対象

この計画では、対象を保護者や家族を含むすべてのこども・若者[※]と子育て家庭とします。

※【こども・若者】：こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。(こども大綱本文より)

※ 本計画では、表記上の統一を図るため、こども基本法に基づき、固有名詞や法令等で定めるものを除き、平仮名の「こども」に統一しています。

3 計画の期間

この計画は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする5か年計画としています。

今回の改定では、現行の計画を踏襲しながら、新たな行政課題等への対応のための部分修正を行います。また、前計画の進捗と達成の状況を踏まえて、評価指標の目標値と第5章の「量の見込み」と「確保方策」を新たに設定します。

また、5年間の計画期間中において、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

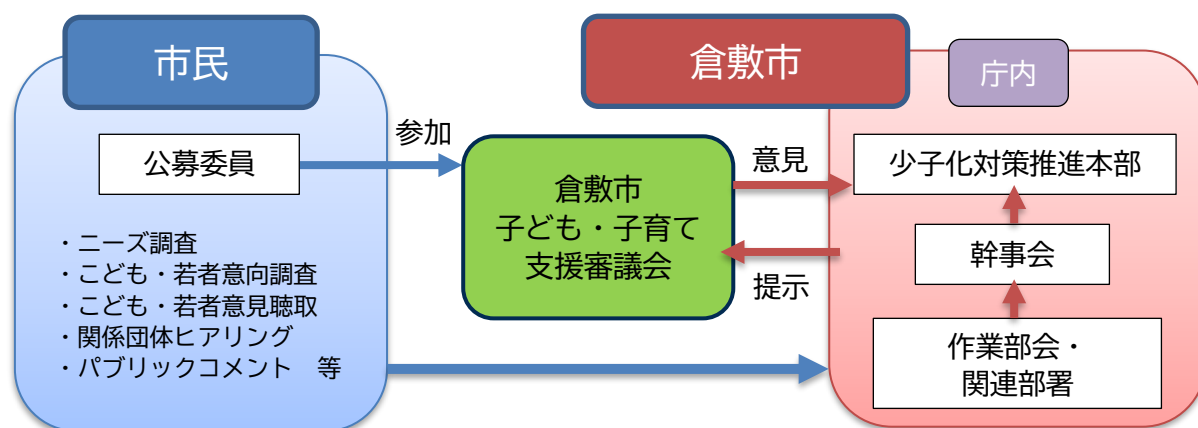
◆ 本市における、こども・子育てに関する計画の変遷

計 画 名 称 ＜ 計画の性格など ＞	計 画 期 間
① くらしき 子どものすこやか育成プラン ・ 0歳から18歳までの子どもの環境づくりに関する指針 ・ 倉敷版「エンゼルプラン」	平成9～18年度 目標年度：平成13年度 平成18年度
② くらしき 子どものすこやか育成プラン ・ ①の見直し計画 ・ 倉敷版「新エンゼルプラン」	平成13～17年度
③ 倉敷よい子いっぱい育成プラン ・ 市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針 ・ 倉敷版「市町村行動計画」	平成17～26年度 目標年度：平成21年度
④ 倉敷市次世代育成支援行動計画（後期） ・ ③の見直し計画 ・ 倉敷版「市町村行動計画」（後期）	平成22～26年度
⑤ くらしき子ども未来プラン ・ ④を継承する計画 ・ 「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」	平成27～36年度 目標年度：平成31年度
⑥ くらしき子ども未来プラン（後期） ・ ⑤の見直し計画 ・ 「第二期倉敷市子ども・子育て支援事業計画」	令和2～6年度
⑦（仮称）第二次くらしき子ども未来プラン ・ 「倉敷市こども計画」 ・ 「第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画」	令和7～11年度 目標年度：令和11年度

4 計画の策定体制等

(1) 策定体制

子育て家庭へのニーズ調査や、こども・若者等の意見等を踏まえた計画の案について、庁内で検討した上で、これを「倉敷市子ども・子育て支援審議会」に諮ったのち、計画案を確定、計画を策定する体制としました。



① 倉敷市子ども・子育て支援審議会

審議会は、幅広い立場からご意見をいただくため、児童福祉関係者や学識経験者のほか、市民代表である公募委員2名を含む20名で構成し、令和5年11月から令和7年1月まで計5回の会議を開催して、計画内容を入念にご審議いただきました。

② 庁内策定体制

審議会に提示する計画案を作成するため、市長・副市長・教育長と庁内関係局の代表者で構成する「少子化対策推進本部」、庁内関係各部の代表者で構成する「幹事会」及び主要な関係部署で構成する「作業部会（ワーキンググループ）」を中心に、各関係部署と意見交換や協議・調整を図りました。

(2) 市民意向（子育て家庭、こども・若者の意見）、関係団体意見の把握

こども基本法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、こども・若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められていることから、子育て家庭へのニーズ調査に加え、こども・若者を対象にしたアンケート調査や意見聴取を実施しました。

① ニーズ調査（こども・子育て支援制度等に関するアンケート調査）

就学前児童・小学生の保護者を対象に、教育・保育施設のニーズや、子育てに関する支援サービスのニーズ（量の見込み）などを把握するために実施しました。

② こども・若者等意向調査（生活状況・意識に関するアンケート調査）

市内に住む小学生・中学生・高校生・18歳～49歳の方を対象に、こども・子育て支援施策の充実を図るための基礎資料とする目的で、こどもや若者等の生活実態、結婚や子育て、将来のことなどに関する意識調査を実施しました。

③ こども・若者意見聴取会（グループインタビュー）

市内に住む小学生・中学生、高校生・大学生を対象とした、「倉敷市こどもまんなかいけんぷらす会」を実施し、アンケート調査の結果を踏まえ、「インターネットの利用について」「悩みや相談について」「居場所について」「結婚観や子育てについて」などをテーマに話し合っていたき、意見を伺いました。

④ 関係団体へのアンケート調査、団体ヒアリング

日々、地域でこども・子育て家庭を支えている施設・団体などから、こどもや子育て家庭を取り巻く現状に関する気づきや意見・要望などを伺いました。

⑤ パブリックコメント

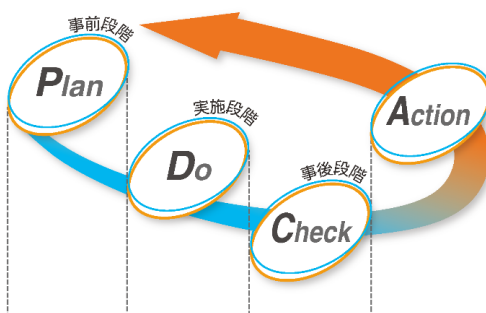
倉敷市子ども・子育て支援審議会による審議を経て作成した計画素案について、令和6年11月13日から12月12日の1か月間、こども・若者を含む市民から意見を募集し、パブリックコメントの手続きを行いました。

5 計画の推進

本計画を着実に推進していくためには、計画の立案（Plan）、実施（Do）だけではなく、設定した目標の達成状況などについて、適切に評価（Check）し、改善（Action）を行っていくことが重要です。

このため、毎年度、計画の進捗状況を把握するとともに、こどもの保護者や教育・保育事業関係者、経済団体、労働者団体、学識経験者など、こどもや子育てに関わる幅広い主体が参画する「倉敷市子ども・子育て支援審議会」に報告し、実施状況の点検及び評価を受けることとします。

また、より市民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。



第2章 基本理念

1 基本理念

本計画では、「こども・若者」「子育て」「地域・社会」の3つの視点を柱とした取り組みを推進します。



すべてのこどもが幸せに暮らせるまち

2 目指す姿

この基本理念は、私たちが将来に求める“まちのあるべき姿”であり、この計画に基づくこども・若者・子育て世帯への支援の取組が向かう先を照らしています。

倉敷市では、「倉敷市子ども条例」を最上位の規範として定めており、その前文の中で、全てのこどもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、こどもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべてのこどもが幸せに暮らせること」を目指し、各条項を掲げています。

条例の内容、込められた想いは、すべて日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえたものであると同時に、今般、「次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」ことを目的として施行されたこども基本法の理念と合致し、また、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」としている、子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針に即しています。

こうしたことを踏まえて、この計画の基本理念を「すべてのこどもが幸せに暮らせるまち」とし、家庭、学校園等、地域、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、こどもが幸せに暮らせることを第一に尊重してまいります。

3 柱・施策領域・施策目標

基本理念のもと、引き続き「くらしきこども未来プラン後期計画」の枠組みをもとに、「こども・若者」「子育て」「地域・社会」の3つの視点を柱に、“施策領域”を設け、本計画の施策目標を次のとおりに設定しています。また、施策目標に即して、第4章において「評価指標」と「目標値」を設定しています。

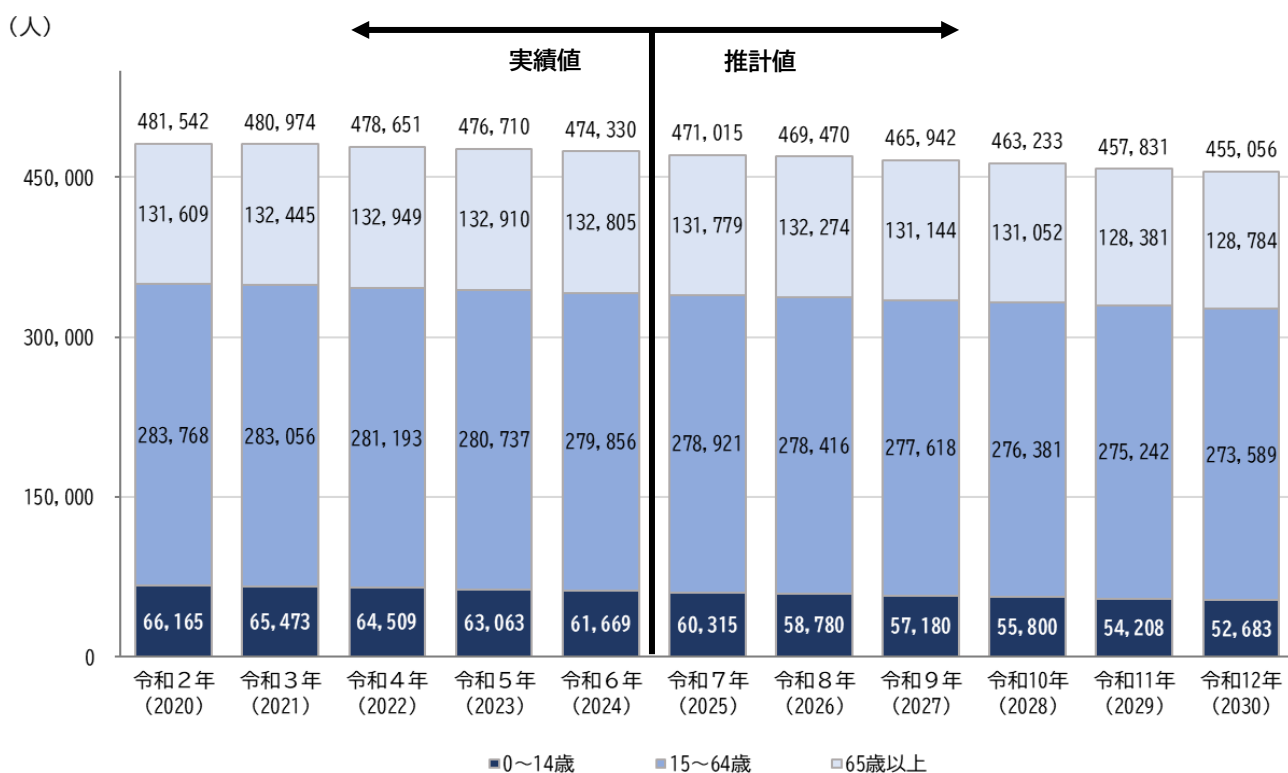
柱	施策領域	施策目標
柱1 こども・若者 「こども」の 幸せをいちばんに	人権尊重	すべてのこどもが守られ、その子らしさを尊重されている
	母子保健・医療	妊娠・出産の安心が保たれ、こどもが健やかに育っている
	就学前教育・保育	こどもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている
	生きる力	こども・若者が豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育み、将来を拓く力を身につけている
柱2 子育て 「子育て」の 笑顔をたいせつに	家庭・家族	家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる
	親育ち	親が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合い、育ちあっている
	子育て支援	身近な地域で、地域性を活かした子育て支援を行っている
	安心・ゆとり	総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている
柱3 地域・社会 こども・若者・ 子育てを支える まち	地域連携	地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、こども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている
	就労環境	子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている
	安全環境	こどもやこども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている

第3章 こども・若者・子育ての課題

1 こども・子育ての概況

(1) 倉敷市の総人口推移

- ✓ 総人口は減少傾向にあり、0～14歳も減少傾向にあります。



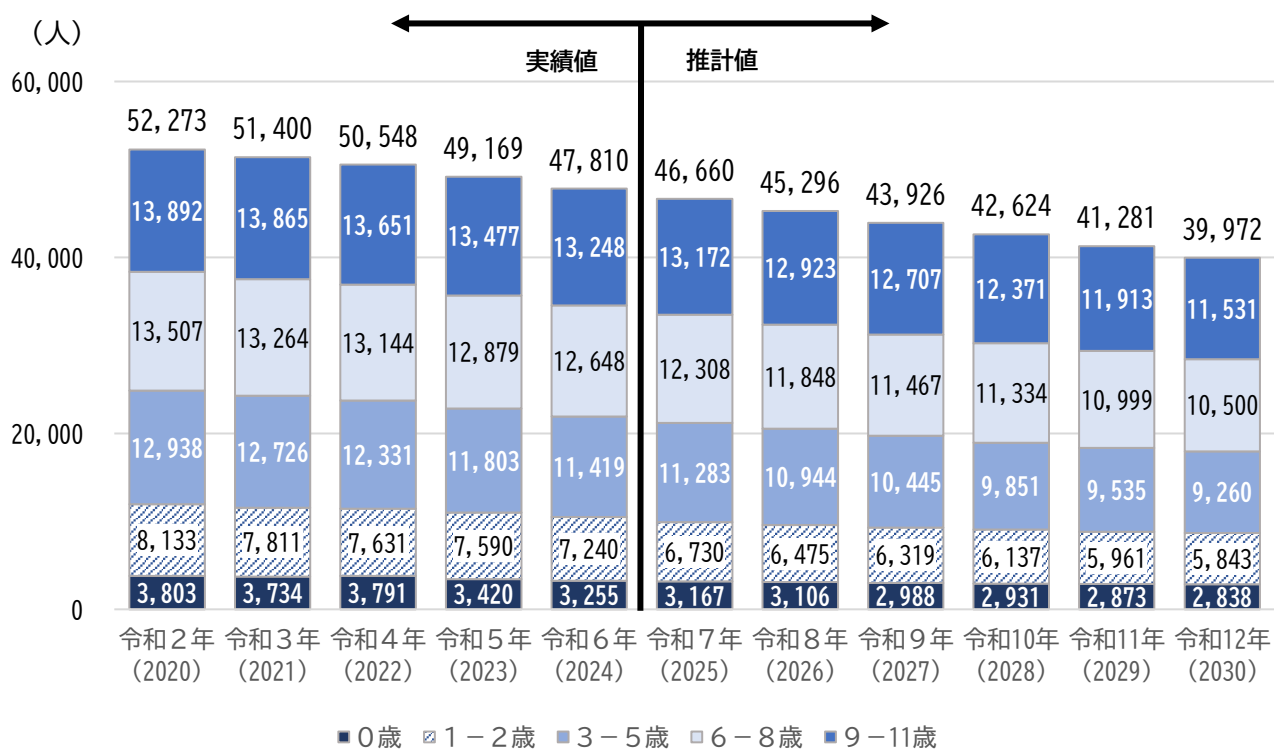
※令和6年までの実績値は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口を用いている。

※令和7年からの人口推計には、コーホート変化率法を用いて算出している。また、各区域（倉敷区域・水島区域・児島区域・玉島区域）の令和2年から6年の実績値から各年齢層の男女出生比、出生数の変動率を算出し、積み上げたものを市全体の推計としている。なお、推計過程で0歳児実績人口を用いた出生数推計の地域補正を行っている。

(2) 倉敷市の0～11歳の人口推移

【市全域】

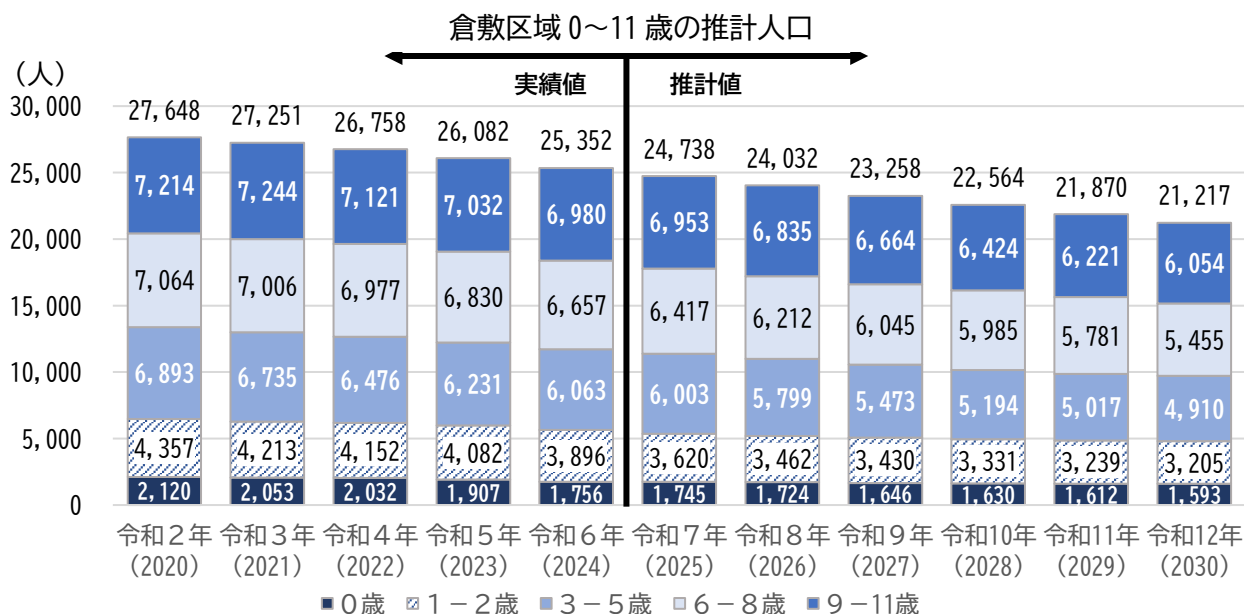
- ✓ 0～11歳人口も減少傾向にあり、計画期末の令和11年には、市全体で41,281人と推計しています。(令和2年から約21%減)



【各区域】

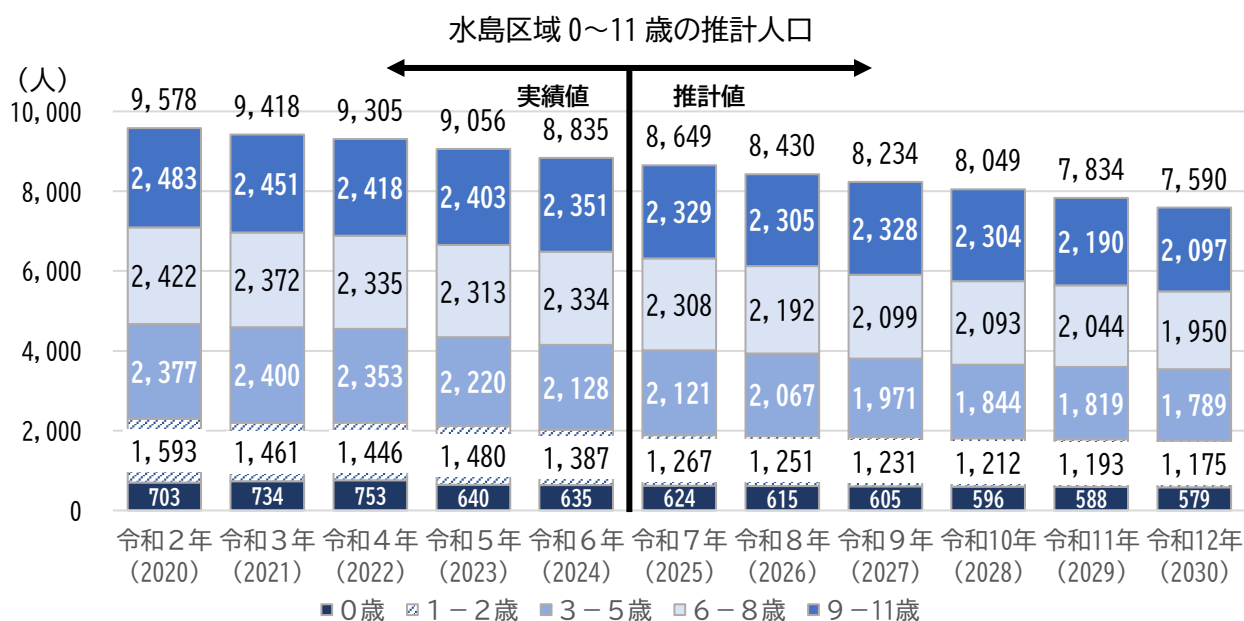
（倉敷区域）※庄地区・茶屋町地区を含む

- ✓ 令和6年の0～11歳人口は25,352人、0～5歳の未就学児が11,715人、6～11歳が13,637人となっています。
- ✓ 今後減少し、計画期末の令和11年には0～11歳人口は21,870人と推計しています。



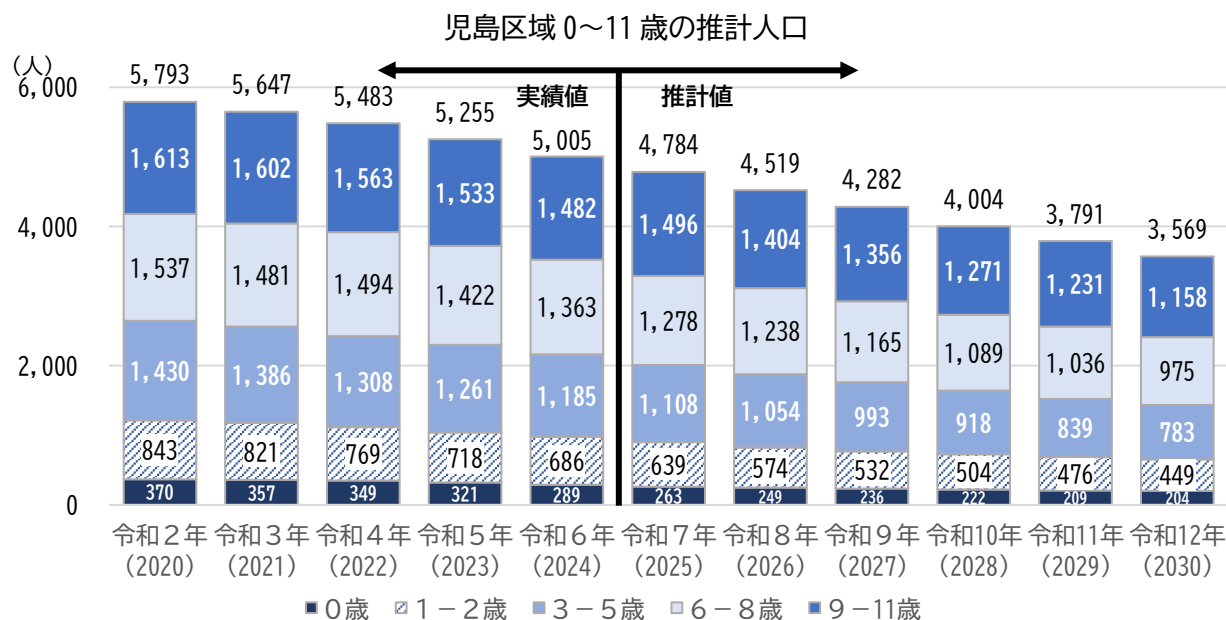
（水島区域）

- ✓ 令和6年の0～11歳人口は8,835人、0～5歳の未就学児が4,150人、6～11歳が4,685人となっています。
- ✓ 今後減少し、計画期末の令和11年には0～11歳人口は7,834人と推計しています。



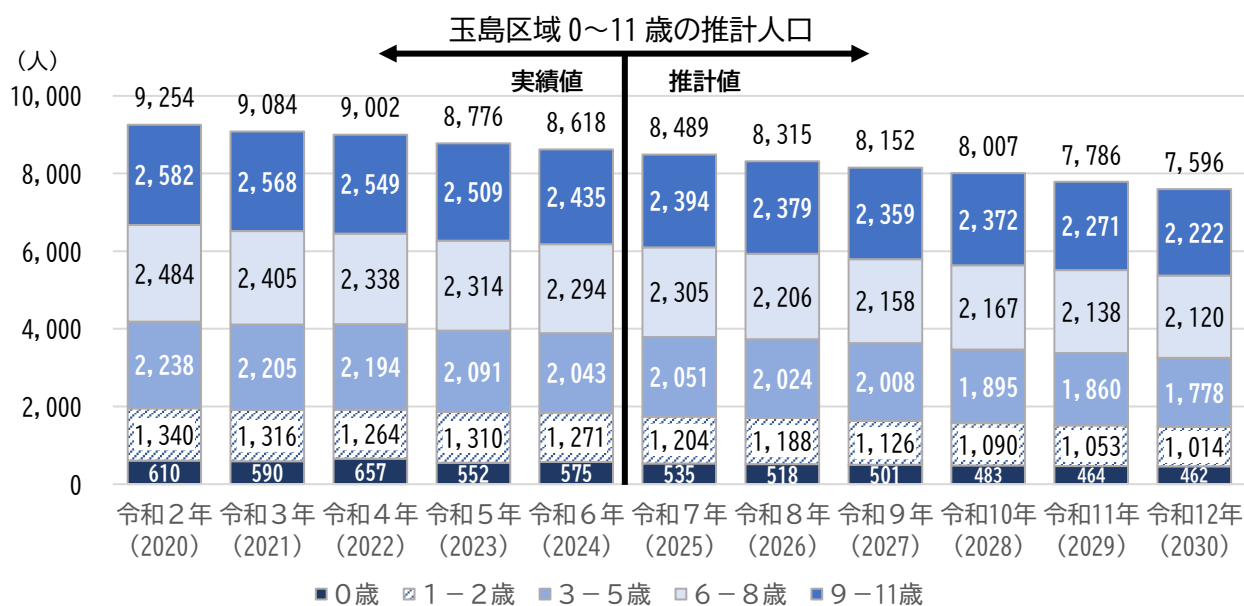
(児島区域)

- ✓ 令和6年の0～11歳人口は5,005人、0～5歳の未就学児が2,160人、6～11歳が2,845人となっています。
- ✓ 今後減少し、計画期末の令和11年には0～11歳人口は3,791人と推計しています。



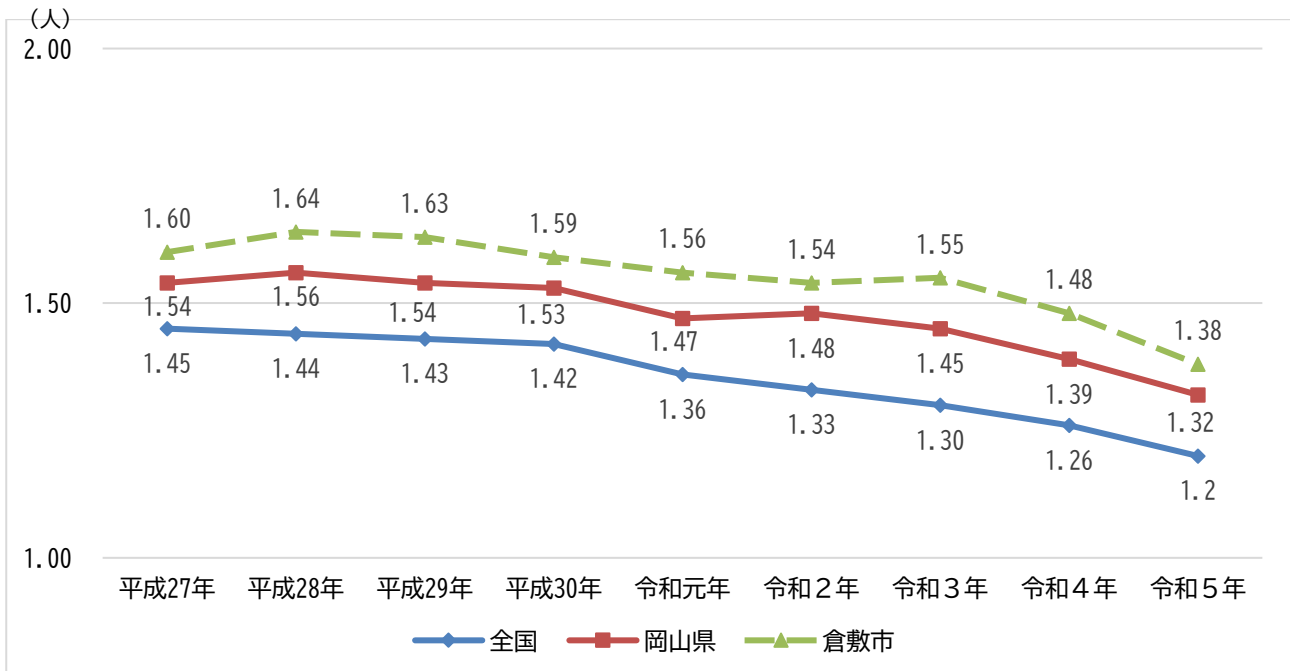
(玉島区域) ※船穂地区・真備地区を含む

- ✓ 令和6年の0～11歳人口は8,618人、0～5歳の未就学児が3,889人、6～11歳が4,729人となっています。
- ✓ 今後減少し、計画期末の令和11年には0～11歳人口は7,786人と推計しています。



(3) 合計特殊出生率

- ✓ 本市の合計特殊出生率は、国や県よりも高く、令和5年は1.38人となっています。人口減少に歯止めをかけるためにも、さらなるこども・子育て支援の取組を進めていく必要があります。



※【合計特殊出生率】：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で生むとしたときのこどもの数、すなわち1人の女性が一生の間に出産することどもの数をいう。

(4) 若年女性人口減少率

- ✓ 令和6年4月に、民間の経済人や研究者等有識者などで構成される人口戦略会議から地方自治体「持続可能性」分析レポートが示され、本市については、消滅可能性都市の目安となる若年女性人口減少率が、平成26年（2014年）の分析数値より4.7ポイント改善していました。
- ✓ 今後も、結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実をはじめとして、出会いの場の提供や、職場や地域社会全体で子育てを支援していく環境の整備などの取組を続けることが必要です。

(若年女性人口減少率)

【前回】2014年推計 28.1%



【今回】2024年推計 23.4% (4.7ポイント改善)

2 ニーズ調査、こども・若者意向調査の結果概要

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたって、就学前の児童や小学生のこどもをもつ保護者に対して子育てに関わる実態・意識を伺い、教育・保育事業の需要量の見込みを設定し、倉敷市の子育て支援の充実を図るうえでの基礎資料としました。また、中学生、高校生、こども・若者達の普段の生活実態、結婚、出産、子育てに関するご意見をいただくため本調査を行いました。

(2) 調査実施期間

実施期間：令和6年2月2日～16日

	調査の種類	調査対象者・実施方法
1	就学前児童保護者調査票Ⅰ (主にニーズ調査が中心)	・倉敷市に在住する就学前児童の保護者(無作為抽出) ・郵送配布、郵送回収及びWeb回答
2	就学前児童保護者調査票Ⅱ (主に意識と生活に関する調査が中心)	・倉敷市に在住する就学前児童の保護者(無作為抽出) ・郵送配布、郵送回収及びWeb回答
3	小学生保護者調査票 (ニーズ調査、意識と生活に関する調査)	・倉敷市に在住する小学生保護者の保護者(無作為抽出) ・郵送配布、郵送回収及びWeb回答 (一部、小学生保護者本人回答の設問あり)
4	中学生・高校生の意識と生活に関する調査	・倉敷市に在住する中学生・高校生(無作為抽出) ・郵送配布、郵送回収及びWeb回答
5	こども・若者等の意識と生活に関する調査	・倉敷市に在住する18歳～49歳の方(無作為抽出) ・郵送配布、郵送回収及びWeb回答

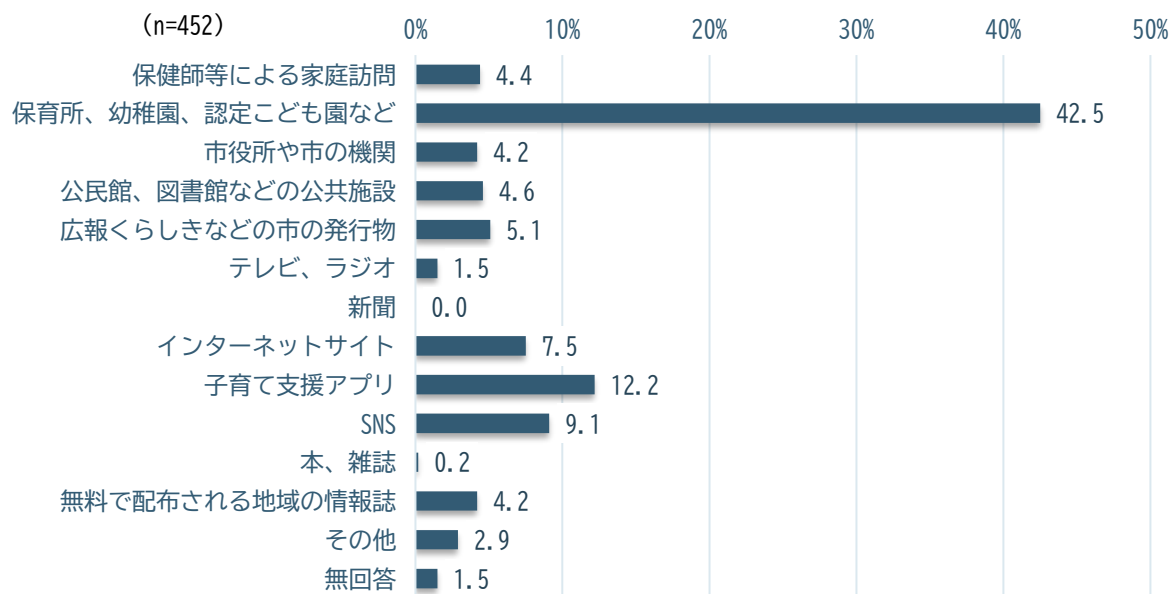
(3) 回収結果

	調査対象者	配布数 (人)	回収数	回収率
1	就学前児童保護者調査票Ⅰ	1,000	475	47.5%
2	就学前児童保護者調査票Ⅱ	1,000	452	45.2%
3	小学生保護者調査票	1,000	405	40.5%
4	中学生・高校生の意識と生活に関する調査	1,000	289	28.9%
5	こども・若者等の意識と生活に関する調査	1,000	244	24.4%

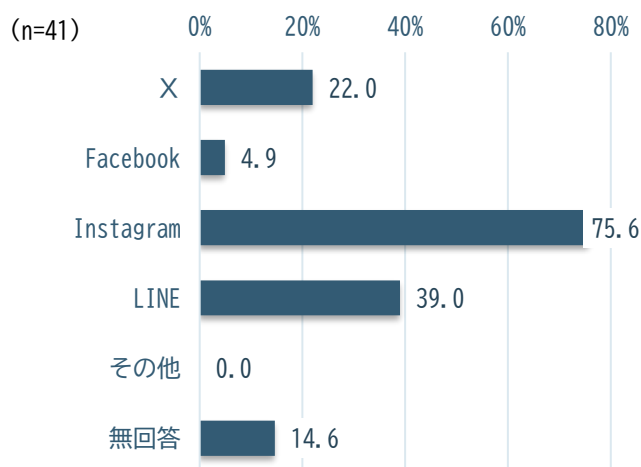
3 ニーズ調査結果

情報発信について

■行政が子育てに関する情報を発信する手段（場所）として、より力を入れてほしいものについて
就学前児童の保護者では、「保育所、幼稚園、認定こども園など」が 42.5%で最も多く、次いで「子育て支援アプリ」が 12.2%、「SNS」が 9.1%、「インターネットサイト」が 7.5%、「広報くらしきなどの市の発行物」が 5.1%となっています。



また、「SNS」と回答したうち、「Instagram」が 75.6%で最も多く、次いで「LINE」が 39.0%、「X」が 22.0%、「Facebook」が 4.9%となっています。【複数回答】



(注)調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても 100%に合致しない場合があります。また複数回答が可能な設問では、内訳の合計が 100%を超える場合があります。

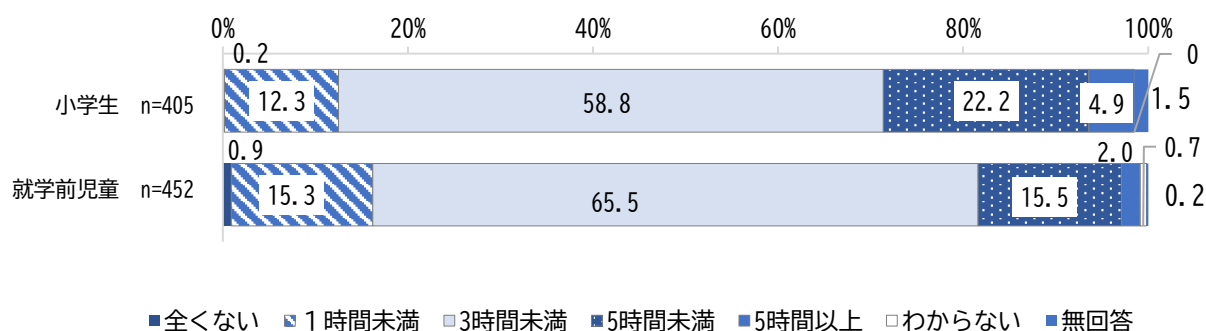
4 こども・若者意向調査結果

インターネットの利用状況について

■就学前児童と小学生の1日のテレビやインターネット上の動画サイトを見る時間について

就学前児童では、「1時間以上3時間未満」が65.5%で最も多く、次いで「3時間以上5時間未満」が15.5%、「1時間未満」が12.3%、「5時間以上」が4.9%、「全くない」が0.9%となっています。

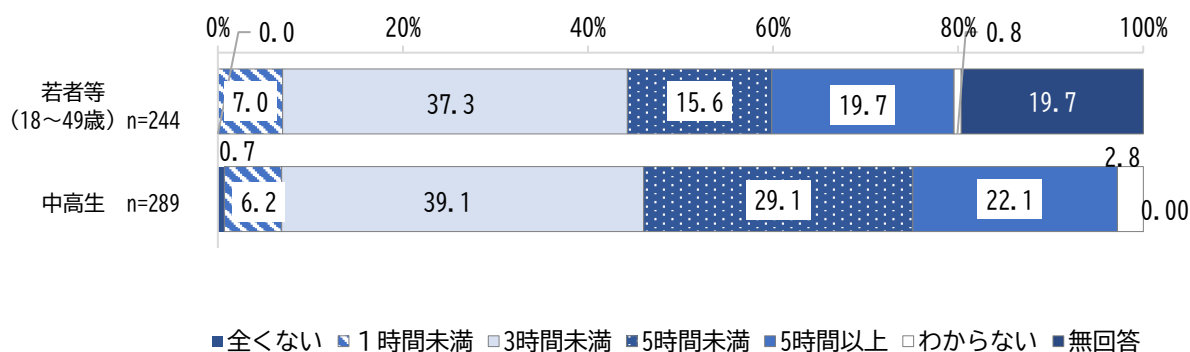
小学生では、「1時間以上3時間未満」が58.8%で最も多く、次いで「3時間以上5時間未満」が22.2%、「1時間未満」が15.3%、「5時間以上」が2.0%、「全くない」が0.2%となっています。



■中高生・若者等（18～49歳）のスマホやパソコン等を使用する時間

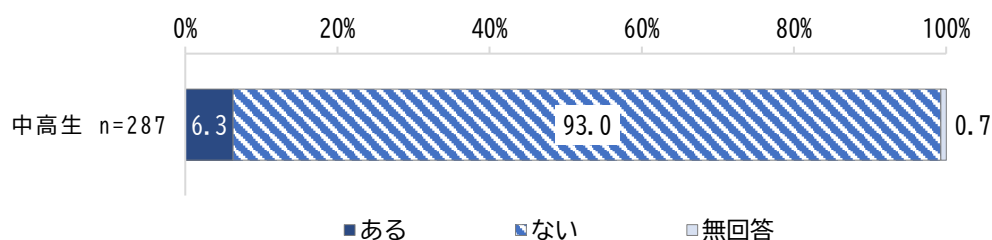
中高生では、「1時間以上3時間未満」が39.1%で最も多く、次いで「3時間以上5時間未満」が29.1%、「5時間以上」が22.1%、「1時間未満」が6.2%、「わからない」が2.8%となっています。

若者等では、「1時間以上3時間未満」が37.3%で最も多く、次いで「5時間以上」が19.7%、「3時間以上5時間未満」が15.6%、「1時間未満」が7.0%、「わからない」が0.8%となっています。

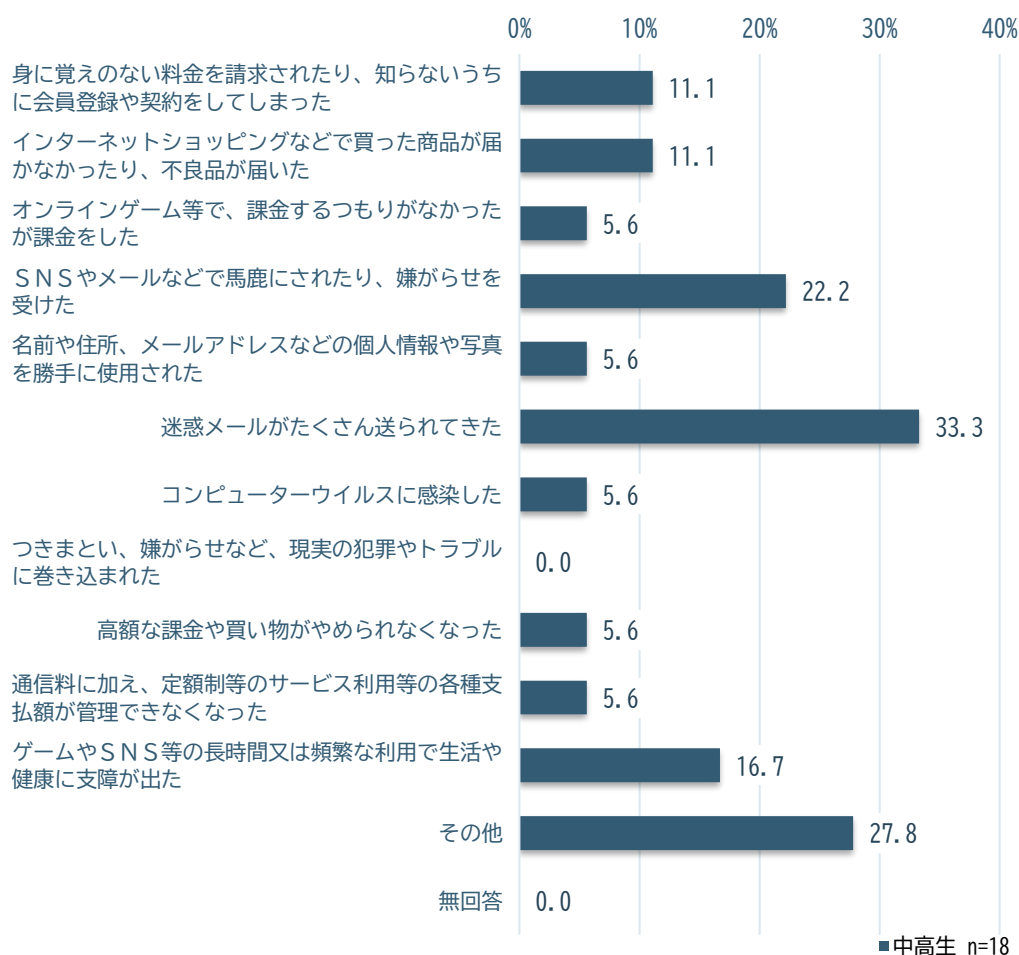


■中高生のインターネットによるトラブルについて

スマホやパソコン等を使用して、トラブルや困ったことが「ない」が93.0%で最も多く、次いで「ある」が6.3%となっています。



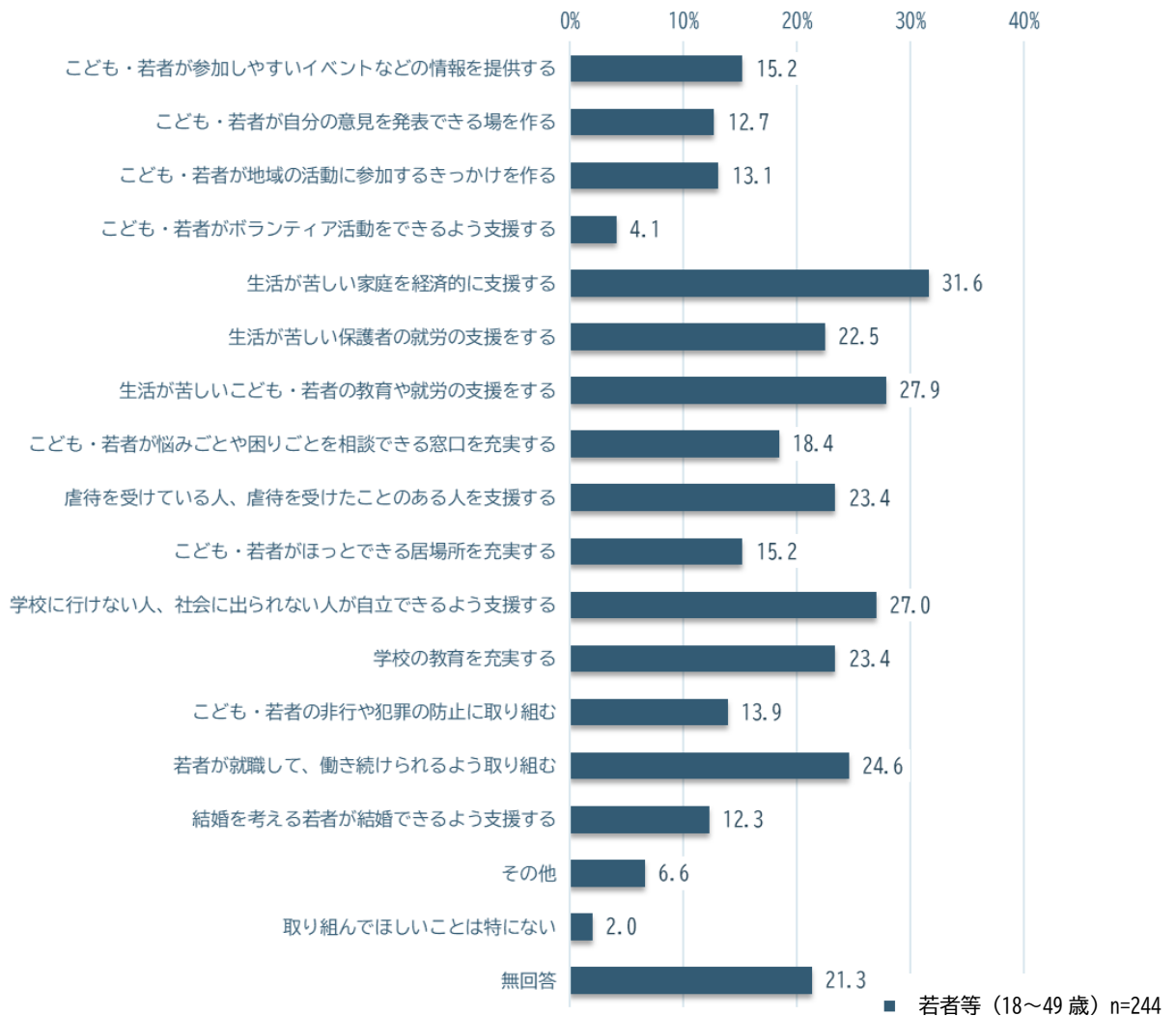
「ある」と回答したうち、トラブルや困ったことの内容は、「迷惑(めいわく)メールがたくさん送られてきた」が33.3%で最も多く、次いで「その他」が27.8%、「SNSやメールなどで馬鹿にされたり、嫌がらせを受けた」が22.2%、「ゲームやSNS等の長時間又は頻繁(ひんぱん)な利用で生活や健康に支障が出た」が16.7%、「身に覚えのない料金を請求されたり、知らないうちに会員登録や契約をしてしまった」、「インターネットショッピングなどで買った商品が届かなかったり、不良品が届いた」が11.1%となっています。【複数回答】



倉敷市のこども・若者への支援について

■こども・若者への支援について、倉敷市に取り組んでほしいこと

「生活が苦しい家庭を経済的に支援する」が31.6%で最も多く、次いで「生活が苦しいこども・若者の教育や就労の支援をする」が27.9%、「学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する」が27.0%、「若者が就職して、働き続けられるよう取り組む」が24.6%、「虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する」が23.4%となっています。【複数回答（5つまで）】



5 柱/施策領域別の課題

本市の課題を柱／施策領域別に次のとおり整理し、第4章の施策によって、その対応に努めてまいります。

(1)「こども・若者」に関する課題

① 人権尊重

- ・ 家庭、学校園等、地域社会などが連携しながら、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校や引きこもり、ヤングケアラーなど、こどもをめぐる問題を解決していく必要があります。
- ・ 虐待の通告義務に関する市民への啓発や、早期発見・早期対応・未然防止のための取組が重要であり、家庭内や地域で孤立した子育て（孤育て）にならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができる仕組みの充実が必要です。
- ・ 虐待やいじめの被害に遭ったこどもに対しては、きめ細かな心身のケアと、その家庭を含めた再発防止に向けての継続的な支援・関わりが必要です。

② 母子保健・医療

- ・ 妊娠中や出産時の状況から発育や発達心配されるこども、近年増加している母親の産後うつなどに、より丁寧に、伴走型相談支援として切れ目なく、きめ細かに対応する必要があります。
- ・ それまで元気であった乳幼児（主に1歳未満の乳児）が睡眠中に何の前触れもなく亡くなってしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止のため、係る知識の普及を図る必要があります。
- ・ 将来の妊娠を見据え、妊娠する前の女性に対して健康づくりに関する啓発を行うことが必要です。
- ・ 疾病因子の早期発見などに資する乳幼児健康診査について、受診率を高く維持する必要があります。
- ・ 障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関が連携し、障がいのある乳幼児、児童、生徒一人一人の状況に応じた適切な支援・指導・教育を行う必要があります。
- ・ こどもへの予防接種について、保護者の理解を促進し、接種率を高く維持することが必要です。
- ・ 朝食抜き、一人で食事をする孤食など、こどもの栄養（食事）に関する諸問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成をめざすためにも、食育の推進が重要です。

③ 就学前教育・保育

- ・ 就学前のこどもに対し、関係機関との連携のもと、質の高い教育・保育を提供する必要があります。
- ・ 就学前のすべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、就学前教育・保育施設における人材確保と職員の資質向上に取り組む必要があります。
- ・ 多様化する保育需要に対し、各地域の実情を踏まえながら、施設・サービスの“総合力”で対応するなど、こどもが健やかに育つ環境をさらに充実させる必要があります。
- ・ 保護者が、子育ての悩みを軽減でき、ゆとりをもって子育てができるよう、身近な地域で、いつでも安心してこどもを預けられる場所を確保する必要があります。

④ 生きる力

- ・ 変化の激しいこれからの社会を生きるために、家庭、学校園等、地域社会全体でこどもの教育に取り組み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てていく必要があります。
- ・ こどもが基礎的・基本的な学習内容を習得できるよう指導方法の工夫を行い、分かりやすく質の高い授業を実現していく必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とするこどもは年々増加しており、こども一人一人の状態に応じた適切な教育や必要な支援の更なる充実が求められています。
- ・ 学力向上のため、現行の学習指導要領に基づく授業改善を行い、教員の授業力・指導力の向上を図っていく必要があります。
- ・ 学校施設の約8割が昭和50年代以前の建設であり、老朽化が進行していることや、こどもの生活スタイルも様変わりしているため、実情に合せた学校施設の大規模改修を計画的に進める必要があります。また、安全・安心な学校給食を支える調理場の設備の更新も計画的に進めていく必要があります。
- ・ 集団生活の中でこども自らが考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくりを保護者や地域とともに考える必要があります。
- ・ こどもが、環境について関心を持ち、環境問題に対する理解を深め、環境保全のために必要な知識や生活習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた環境教育を推進する必要があります。
- ・ 性と出産、身近な暴力、飲酒、喫煙、薬物乱用防止などについての教育・啓発・指導や相談対応の充実が必要です。
- ・ こどもたちの生活の中にもインターネットやスマートフォンが急速に普及していることに伴い、ネット依存、いじめ、犯罪被害等のトラブルが増加しています。こどもたちがインターネットやスマートフォンの使い方・ルール等を正しく理解するための指導が求められています。
- ・ 不登校・家庭内暴力・摂食障がいなど、思春期に発生する様々な心の問題を抱えたこどもとその保護者が、それぞれに安心して相談できるよう、相談員の確保と資質向上、関係機関との連携強化などが重要です。

- ・ 様々な困難を抱えるこどもの状況を早く把握し、こどもやその家族を必要な関係機関等につなぎ、こどもの権利と最善の利益がまもられ、社会から孤立することなく将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、成長段階に応じた切れ目ない支援が必要です。
- ・ こども・若者が自分の夢や希望をもち、適性や能力に応じた職業選択を行って、充実した生活を営むことができるよう、必要な知識や技術を身に付けることへの支援が必要です。

(2)「子育て」に関する課題

① 家庭・家族

- ・ 子育ての楽しさや喜び、不安や悩みなどを家族で共有し、お互いの理解や信頼の深まりのもとに、「家族みんなで子育て」ができるよう、そのことを支える地域社会づくりが求められます。
- ・ 男性も女性も、ともに子育てを楽しむことができ、自らが望むワーク・ライフ・バランスを選ぶことができるよう、様々な社会条件・環境を整えていくことが求められます。

② 親育ち

- ・ 保護者が、こどもの発達や成長にあわせて、継続的に「親」として学び、成長していけるよう、ときには寄り添い、支えていく必要があります。

③ 子育て支援

- ・ 各家庭の子育てが孤立した子育て（孤育て）にならないよう、地域子育て支援拠点などにおける相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、親子の利用促進を図る必要があります。
- ・ すべての妊産婦やそのこどもを含む子育て家庭において、安心安全な出産や健やかな育児が行えるよう、支援が必要です。そのため妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援体制の充実に努めることが重要となります。
- ・ 地域で子育て・子育てを支えている支援者同士のネットワークを、対話に根ざして強固にしつつ、さらに輪を広げて、地域ぐるみの子育て支援を充実させる必要があります。
- ・ 各種子育て講座・講演会など子育てについて学べる機会の提供や、同じ立場で学びあえる仲間づくりの支援など、保護者が悩みや不安も合わせて子育てを楽しむことができるよう応援していく必要があります。
- ・ 放課後児童クラブにおいて、支援員の安定確保と資質向上を図るとともに、各児童クラブの委託先である運営事業者の運営力の強化や施設を充実させていく必要があります。また、地域で子育てを助け合う、倉敷ファミリー・サポート・センターの活動を充実させる必要があります。

④ 安心・ゆとり

- ・ 生活のしづらさがある家庭に対し、様々な関係機関や団体の連携のもと、エンパワーメント※・アプローチに根ざした、継続的で切れ目のない対応が必要です。また、ひとり親家庭が子育てと生活に困らないよう、支えていく必要があります。
- ・ ひとり親家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、ひとり親家庭が自立し、安心した暮らしを送るための相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等のきめ細かな福祉サービスをより充実させ、その生活の安定と向上をめざす必要があります。
- ・ 倉敷市総合療育相談センターや倉敷発達障がい者支援センターなどを中心に、障がいのあるこどもの保護者に対する相談の体制を充実する必要があります。
- ・ こどもが欲しいと望んでいるにもかかわらずこどもに恵まれない人に対して、不妊治療にかかる費用を助成することで、経済的負担を軽減することが求められます。
- ・ 就学等に必要な費用の負担が困難な保護者に対して、就学援助や奨学金の貸付・給付等を行う必要があります。
- ・ 様々な困難を抱える家庭が、仕事や育児などに追われて生活に余裕をなくし、また、人との係わりの難しさなどから、社会的に孤立しないよう、家庭に寄り添うことが必要です。
※【エンパワーメント】：本人に内在する力を引き出すこと、自分らしく生きてゆく力を高めることをいう。

(3)「地域・社会」に関する課題

① 地域連携

- ・ 地域で活動する民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員などが中心となって、子育て家庭に関わりをもち、各家庭のニーズにあった支援を行うことが求められます。
- ・ 地域子育て支援拠点、児童館・児童センター、幼稚園・保育所・認定こども園、学校などが連携し、地域の子育て支援のネットワークとこどもの居場所づくりを進めることが重要です。
- ・ 子育て家庭にとって、地域の人々からの温かい一言やちょっとしたサポートがあることは、安心して子育てをする上で不可欠であり、日頃から、子育て家庭と地域住民との間に交流があることが求められます。
- ・ 日々のあいさつや、子ども会活動、祭りなど地域行事への家族での参加等を通じ、高齢の人など様々な世代の人との交流の中で、こどもが、地域住民から「地域のこども」として認識されるよう図っていくことが必要です。
- ・ 福祉や教育等の関係部署及び支援団体などのこどもや保護者に係わる団体等が、様々な困難を抱える家庭の情報を共有し、つながりを強化することで協働して支援していく体制づくりに取り組むことが必要です。
- ・ こども・若者一人一人の状況や成長段階に応じた支援のため、地域社会全体の取組として、地域住民・関係機関の連携体制を充実させていく必要があります。

② 就労環境

- ・ 子育てと仕事が両立しやすい就労環境を実現していくため、国や県、関係団体と連携し、自宅・身近な地域においても、子ども連れでも利用しやすい、情報提供・相談等のサービスを充実させる必要があります。

③ 安全環境

- ・ 子どもが安全で安心して過ごすことができる住居・住環境を、子育て世帯が得ることができるよう、住居に係る相談や助成制度等の情報提供について、充実を図っていく必要があります。
- ・ 子どもや子ども連れの人安心して外出できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくるとともに、公共施設や交通環境におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを進める必要があります。
- ・ 家庭での乳幼児期の事故防止対策について、より積極的に取り組む必要があります。
- ・ こどもの安全を脅かす事件、事故に対して、危険を予測して的確な判断のもと、安全に行動できるように安全教育を推進するとともに、学校園等・家庭・地域が連携し、学校や通学路の安全を確保する取組を推進する必要があります。
- ・ 子どもが、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう、防災教育を充実させる必要があります。
- ・ 地域の大人たち一人一人が、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもつとともに、地域・学校園等・団体・警察などが連携を強化し、常にこどもの安全を気に向け、継続的に見守っていくことが必要です。

第4章 こども・若者・子育ての施策

1 施策の体系

(1) 施策の柱1 こども・若者

こども基本法の趣旨を踏まえた総合的な「こどもまんなか社会」の実現とこども・子育て支援を推進するため、すべてのこどもの人権の尊重、生まれる前から乳幼児期、学齢期、青年期と、切れ目のないこども・子育て支援に取り組みます。

柱	施策領域と施策目標	単位施策
こども・若者	◆人権尊重 すべてのこどもが守られ、その子らしさを尊重されている	1：こどもの人権についての教育・啓発を推進する
		2：学校園等における人権教育を推進する
		3：児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる
	◆母子保健・医療 妊娠・出産の安心が保たれ、こどもが健やかに育っている	4：母子の健康の確保・増進を図る
		5：こどもの発達段階に応じた食育を推進する
		6：地域保健・小児救急医療体制を充実させる
	◆就学前教育・保育 こどもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている	7：就学前教育・保育実践の改善・向上を図る
		8：就学前教育・保育施設におけるこどもの健康や安全を確保する
		9：就学前教育・保育基盤を強化する
	◆生きる力 こども・若者が豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育み、将来を拓く力を身につけている	10：学校教育の環境や学習内容を充実させる
		11：様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる
		12：思春期保健対策や相談体制を充実させる
		13：こどもの貧困状態が改善され、将来も貧困状態にならないよう、切れ目なく支援する
		14：困難を有するこども・若者やその家族を支援する
		15：こども・若者の将来を拓く力を応援する

(2) 施策の柱2 子育て

すべての子どもたちが安心して安全な環境で成長することができるように、家族みんなで協力し子育てを楽しむことができるための子育て支援や経済的な支援に取り組みます。

柱	施策領域と施策目標	単位施策
子育て	◆家庭・家族 家族みんなで協力し、 子育てを楽しんでいる	16：男女平等と共同参画を推進する
		17：男性の育児参加を促進する
		18：こどもと一緒に楽しめる機会を充実させる
	◆親育ち 親が自己肯定感を持ち ながらこどもと向き合 い、育ちあっている	19：親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する
		20：子育ての相談体制を充実させる
		21：子育てに関する情報発信を充実させる
	◆子育て支援 身近な地域で、地域性 を生かした子育て支援 を行っている	22：地域の子育て支援拠点を充実させる
		23：安心してこどもが生活できる場所を確保する
		24：子育ての支え合いのしくみを充実させる
	◆安心・ゆとり 総合的な支援により、 すべての家庭が安心と ゆとりをもって子育て をしている	25：ひとり親家庭への支援を充実させる
		26：障がいのあるこどもと、その家族に対する生活支援を充実させる
		27：子育てに伴う経済的負担を軽減する
		28：様々な困難を抱える家庭の生活課題に着目し、寄り添う支援をする

(3) 施策の柱3 地域・社会

子育て世帯が倉敷市でこどもを生き育てる喜びを実感し、住み続けたいと思えるよう、こどもの健やかな成長を地域・社会ぐるみで支援する環境づくりに取り組みます。

柱	施策領域と施策目標	単位施策
地域・社会	◆地域連携 地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、こども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている	29：子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する
		30：地域と学校・大学との連携を進める
		31：お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める
		32：福祉や教育、地域が協働し、困難を抱える家庭を支える体制づくりを促進する
		33：地域とともに青少年の健全育成を進める
	◆就労環境 子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている	34：育児休業制度などの利用を促進する
		35：子育てしやすい職場環境づくりを促進する
		36：出産・育児後の再就職の支援を充実させる
	◆安全環境 こどもやこども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている	37：バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する
		38：こどもの事故防止対策を充実させる
		39：こどもを犯罪等から守るための活動を推進する

2 柱ごとの施策

(1)「こども・若者」に関する施策

① 人権尊重

施策目標

すべてのこどもが守られ、その子らしさを尊重されている

単位施策1：こどもの人権についての教育・啓発を推進する

- 子育て・子育てを地域社会全体で支援する「倉敷市子ども条例」の理念を普及啓発するため、出前講座やリーフレットの配布などを行い、こどもの人権と「地域のこどもは地域で育む」という市民意識の高揚を図ります。
- オレンジリボン運動の推進など、こどもの人権侵害の最たるものである虐待の予防啓発を行います。また、こどもや家庭・学校園等・地域が、こどもの人権や体罰によらない子育ての方法等を学び、人権侵害予防について理解を深める機会の充実に努めます。
- 保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、おやこ健康手帳交付時など母子保健事業等の機会を活用し、啓発に努めます。
- ヤングケアラーに関する啓発について、研修会や出前講座などを実施するとともに、学校を通じた啓発チラシの配布等周知に努めます。

単位施策2：学校園等における人権教育を推進する

- 人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進し、すべての人々が互いに尊重し、支え合いながら生活する共生社会をめざすとともに、自分の大切さと同じように他の人の大切さを認めることができる心豊かなこどもを育成します。

単位施策3：児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる

- 医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関との連携のもと、組織的かつ専門的対応の徹底を図るとともに、研修会など学校園関係者の資質向上に努めます。
- 乳幼児のいる家庭への訪問や専用ダイヤルでの受付など、気軽にアクセスできる多様な相談窓口の運用や、こどもの養育に不安を抱える家庭への支援、妊娠届出時や健診時などでの虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。
- 被害に遭ったこどもに対しては、児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携して切れ目ない支援体制を構築し、緊急時における迅速な対応に努めるとともに、こどもの心のケアや、児童虐待に至った家族に長期的に寄り添いながら、家族の絆の回復と自立への支援に努めます。

② 母子保健・医療

施策目標

妊娠・出産の安心が保たれ、こどもが健やかに育っている

単位施策4：母子の健康の確保・増進を図る

- 妊産婦・乳児期の健康診査の助成により、母子の健康管理の機会の充実を図るとともに、その受診を促進します。特に妊娠中や産後の初期段階など、個別の支援を必要とする妊産婦に対する支援や保健指導について、関係機関との緊密な連携により充実を図ります。また、産後ケアの充実など、伴走型相談支援として切れ目ない、産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- 妊娠中から授乳期にかけての健康管理や、眠っている間に事故や窒息ではなく突然死亡してしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）とその予防についての正しい知識の普及に努めます。
- 多胎妊産婦に対し、妊婦健康診査の助成回数の追加、産後ケア助成額の増額、産後ヘルパーを利用できる回数を増やすなどの支援を行い、安心して出産・子育てができるように努めます。
- 乳幼児健康診査や各種相談を通じて乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、健診未受診児等については、訪問等による状況把握・受診勧奨を行い、児童虐待の早期発見や、育児に悩む保護者への支援につなぎます。
- 医療機関など関係機関との連携のもと、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、乳幼児こころの発達相談などにより、疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、必要な支援につなげるための調整を図ります。
- 医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との情報共有や連携による療育体制のもと、こどもの成長・発達に応じて、障がいに対する気づきから障がい受容、療育、就学まで切れ目のない総合的な支援を研究・実践します。
- ワクチンで予防できる疾病について「保健所だより」等を用いて、正しい知識と予防接種の重要性についてPRを行うとともに、出生届・転入届に伴って予防接種シール・予診票等を対象児に郵送し、医療機関での接種を促します。
- 将来の妊娠を見据え、妊娠する前から健康づくりについて知識の普及に努めます。

単位施策5：こどもの発達段階に応じた食育を推進する

- ライフコースアプローチ※の視点を持ち、胎児期からの望ましい食習慣の確立に向けて、妊娠中から乳児期に実施している栄養相談、離乳食と歯の教室等を通じた普及を行い、こどもの健全育成を支援します。
※【ライフコースアプローチ】：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯の切れ目ない経時的な捉え方のこと。
- 食習慣の形成時期である幼児期から学童期を重視し、発達段階に応じたこどもへの食の指導を給食も教材としながら行うとともに、家庭に対し、この時期の食生活の重要性と家庭の役割についての知識普及と意識啓発などを行います。
- 給食を提供する学校園等において、食物アレルギーのあるこどもに対し、保護者や担任、調理担当者などで、その子の症状・状態を把握・共有するとともに、適切な調理・給食の方針を検討し、施設・設備に応じて除去食または代替食の提供などを行います。

単位施策6：地域保健・小児救急医療体制を充実させる

- 医師会等の協力により、必要な時に小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の確保・充実に努めます。また、市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、出前講座などによる応急処置法の指導・啓発に努めます。

【バランスよく食べるための10の食品群】

胎児期からバランスよい食事を意識して食べることが大切です。

 プラス									
さ かな 	あ ぶら 	に く 	ぎ ゆうにゆう 	や さい・きのこ 	か いそう 	い も 	た まご 	だ いず 	く だもの 
含む	動物性たんぱく質やカルシウム、 ビタミンDが豊富。	良質なたんぱく質の代表。 (ウインナー、ベーコンなどの加工品を含む)	たんぱく質とカルシウムが豊富。 (チーズ、ヨーグルトなどの乳製品を含む)	ビタミンや食物繊維を十分にとれる 加熱などでかさを減らし、たっぷり	低エネルギーでも、ミネラルと食物 繊維が豊富。 (のりやひじきなどの乾物を含む)	糖質でエネルギー補給。 ビタミン・ミネラルもチャージ。 ふかしておやつのかわりに。	いろいろな調理法で簡単にたんぱく 質がとれる。	たんぱく質の元となる必須アミノ酸 や、カルシウムも豊富。 (豆腐や油揚げなども)	ビタミン・ミネラルが多く、食物繊維 もとれる。

③ 就学前教育・保育

施策目標

こどもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている

単位施策7：就学前教育・保育実践の改善・向上を図る

- 県との連携のもとで、保育士になろうとする人を支援するとともに、保育士の負担軽減や処遇改善、就労継続に向けた研修会の実施等により、保育士確保対策の充実を図ります。
- 講演会や公開保育、研究会を通して幼児教育・保育の専門性を高めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれの園内研修など、様々な研修を充実させることで、職員の資質向上を図ります。
- 障がいのあるこどもが、可能な限り保護者が希望する地域の幼稚園・保育所・認定こども園等で教育・保育を受けられるように努めます。また、障がいのあるこどもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう教育・保育内容の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園のこどもと小学生との交流や、職員と小学校の教師との意見交換や合同研修の機会を設けるなど、小学校教育との円滑な接続を図り、こどもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

単位施策8：就学前教育・保育施設におけるこどもの健康や安全を確保する

- 定期的な健康診断を行うとともに、体調不良等のこどもへの対応の充実を図ります。こどもに感染症やその疑いが発生した場合には、保護者・嘱託医と連携をとりながら迅速・適切な対応を行います。

単位施策9：就学前教育・保育基盤を強化する

- 「倉敷市子ども条例」の理念のもとで、就学前教育・保育に係る各地区での需要動向と、提供者等の意向を踏まえながら、必要な教育・保育資源の適正配置を行うとともに、量の確保を計画的に進めます。
- 保育コンシェルジュを配置し、こどもの預け先に関する保護者の相談に応じて、幼稚園や保育所、一時預かり等の情報を提供します。保育所入所未決定の保護者には、保育状況や意向等の確認を行い、適切な預け先が見つかるよう支援します。
- 就学前教育・保育施設の老朽化対策や環境改善等を進め、こどもの安全や処遇の向上を図ります。

④ 生きる力

施策目標

こども・若者が豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育み、将来を拓く力を身につけている

単位施策 10：学校教育の環境や学習内容を充実させる

- 児童生徒の学力を把握して学習指導の工夫・改善に生かすことで、個別・少人数・習熟度別などによる、きめ細かな学習指導を行います。また、英語教育や情報教育を重視した学習指導を行います。
- 小・中学校に放課後学習支援員を配置し、学習支援ソフト等の活用により、児童の状況に応じた学習支援を行います。
- 小学校生活のスタートの1年間が、児童にとって心豊かで充実した成長の場となるよう、小1グッドスタート支援員等を学級・学校に配置することで、「小1プロブレム」※や集団へのなじみづらさに対するサポートを行います。
- 発達障がいを含めた障がいのあるすべての児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、個別の指導計画、教育支援計画の作成や、関係機関、医療機関とのコーディネートなど、適切な指導及び必要な支援を行います。
- 生徒指導・不登校の支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、こどもと家庭への積極的な働きかけにより、学級崩壊、不登校などの未然防止や改善に努めるほか、学校問題への総合的な対応を図ります。
- 情報セキュリティの確保に向けて、情報モラル教育を推進するとともに、家庭と連携して安全なインターネットやスマートフォンの使い方等、指導の充実を図ります。
- 教員に対して、初任者研修・経験年数別研修のほか、人権教育や情報教育・特別支援教育、教育相談等の今日的課題についての研修を行います。
- 学校教育施設等で、長寿命化改修などによる老朽化対策を着実に進め、教育環境の安全性を高めます。また、トイレの洋式化や校舎等の照明LED化、ICT※機器の更新・拡張整備、調理場の機能更新など、こどもの学校生活を踏まえた環境改善を行います。
- 学校運営協議会制度※及び学校評議員制度※を充実させ、保護者、地域住民の学校運営への参画を推進して、「地域とともにある学校」づくりを進めます。また、学校の自己評価や学校関係者評価など学校評価の充実により、各取組の改善を図ります。

※ 【小1プロブレム】：小学校に入学したばかりの1年生について、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

※ 【ICT】：情報通信技術

※ 【学校運営協議会制度】：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

※ 【学校評議員制度】：保護者や地域住民の意向を学校運営（公立幼稚園を含む）に反映させるため、地域の住民や関係機関などを評議員として委嘱し、開かれた学校づくりを推進する制度

単位施策 11：様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる

- こどもの主体的な体験・学びを促すため、自然や科学、スポーツ・文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。また、地域・学校の特色に応じた課題などを探求する総合的な学習時間の充実を図ります。
- こどもが多くの本と出会い、自分らしく生き、成長できるよう啓発に努めるとともに、読書環境を整備して、こどもの読書活動の一層の充実を図ります。
- 公園・緑地、芝生広場などこどもの遊び場の充実を図るとともに、子どもセンター※等が企画したイベントや、幼稚園・保育所・認定こども園、児童館※などで実施する各種行事を通じて、親子の相互理解やふれあいを促進します。
- 家庭・学校園等・地域など多様な場で、環境学習プログラムづくりや山・川・海の自然環境を生かした体験型学習プログラムづくりなど、こどもたちへの環境教育の充実を図ります。
- 中、高等学校で、働くことの知識やルール等を学ぶ講座や地元企業が行う作業体験講座を実施することで、若いうちから地元企業の良さや魅力を知ってもらい、地域への愛着を深めるとともに、職業観の育成を図ります。

※ 【子どもセンター】：ライフパーク倉敷の市民学習センター団体交流室内に設置。ボランティアが運営しており、自然体験・講座・催し物などの情報を収集し、情報誌を作成するなど、こどもの体験活動を充実させるとともに、家庭教育を支援している。

※ 【児童館】：児童センターを含む。(以下同様)

単位施策 12：思春期保健対策や相談体制を充実させる

- 生命の大切さ・尊さを実感できるよう、小学校では、自他の生命の大切さに気付き適切な行動ができるよう指導を充実させます。また、中学校等では、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- 中学校等において、保健学習や学級活動での保健指導や、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育など、健康教育の充実を図ります。また、望まない妊娠や性感染症を防ぐ正しい知識の習得など性教育・相談の充実を図ります。
- スクールカウンセラーの配置など、思春期のこどもの心の問題に対する相談体制の充実を図ります。また、青少年育成センターにおいて、こどもや保護者の悩み、心配事の相談等を電話・メール・面接で受けて、その解決を支援します。
- 保健所において、医師による心の健康相談や、保健師等による電話・面接相談を実施します。学校、医療機関、児童相談所など関係機関との連携強化のもと、相談から医療までの適切な対応に努めます。

単位施策 13 : こどもの貧困状態が改善され、将来も貧困状態にならないよう、切れ目なく支援する

- こどもの状況に応じた学習支援、多様な体験活動の提供を行い、進学・就学への意欲向上を図るとともに、こどもの生きる力の育成に努めます。また、専門の支援員等による家庭訪問を通じて、こどもの生活や学習面での困難な状況の改善を支援します。
- こどもの困難な状況を早期に発見するため、乳幼児の健康診査や学校園での相談内容により、必要に応じて、専門機関につなげていきます。また、大人になって貧困状態にならないよう、こどもの状況に応じてカウンセリング、学習支援、居場所へのつながり等により、切れ目なく支援します。保護者には必要に応じて、養育支援や就労支援、家計支援等を実施します。

単位施策 14 : 困難を有するこども・若者やその家族を支援する

- 不登校やその傾向にある児童生徒に対し、倉敷ふれあい教室で対面やオンラインによる学びの場や居場所を提供します。体験活動の機会の提供や、公民館での仲間や学生ボランティアと過ごす居場所の開設など、自分なりに学校や社会に参加していけるよう支援します。
- 不登校やその傾向にある児童生徒の保護者を対象に、臨床心理士や不登校を体験した保護者を迎え、こどもの変化に応じた懇談会を継続的に実施するなど、保護者や家族の心理的負担の軽減に努めます。
- DVや児童虐待、ヤングケアラーなどに起因し、複合的な生活課題に不安を抱えて孤立しているこどもとその家族に対して、自己肯定感の回復等の心のケアに努めるとともに、関係機関・地域と連携した包括的な自立生活支援を行います。
- 小・中・高等学校の不登校の児童生徒や引きこもり傾向にある若者など、社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさがある人に対して、地域社会と接する場や学習の場、また体験活動の場などの提供に努めます。

単位施策 15：こども・若者の将来を拓く力を応援する

- 小・中学生やその保護者を対象にした平和事業の実施を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り継ぎます。
- 倉敷市よい子いっぱい基金によるよい子強い子表彰の実施や芸術鑑賞への助成など、青少年健全育成に係る取組を支援します。また、二十歳となる人の代表で構成する実行委員会とともに、社会的責任を自覚する場として二十歳の集いを開催します。
- 市内企業による集団面接会の開催のほか、国や県、関係機関と連携をして、働くことに悩みのある若者への就労サポートや、キャリアカウンセラーによる職業相談、セミナーの開催などを行い、若年求職者の就業機会の創出を図ります。
- 市内で働く若者が、交流を通じて互いの仕事を知り、自らの仕事の価値を再確認するとともに、仕事や地域への愛着と誇りを再発見する機会の提供を行います。
- 希望する人が結婚できるよう、出会いの場の創出や相談体制の充実を図ります。また、時代とともに変化する若い世代の意識や考え方に沿った結婚支援策の提供に努めます。



【二十歳の集い】

「こども・若者」に関する評価指標と目標値

施策領域	施策番号	評価指標	単位	実績値(R5)	目標値(R11)
人権尊重	1	日々の生活の中で、身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合	%	57.4	59
	2	困ったこと、辛いことがあった人を助けてあげたいと思うこどもの割合	%	90.1	96
	3	こどもを虐待しているのではないかと思ったことがある保護者の割合	%	20.5	17
				25.1	17
母子保健・医療	4	乳幼児健康診査の受診率	%	97.9	100
				95.3	100
	5	朝食を毎日食べるこどもの割合	%	89.1	100
				90.9	100
	6	こどものかかりつけ医を持つ家庭の割合	%	95	97
				90.9	95
就学前教育・保育	7	保育所等を利用して、満足している保護者の割合	%	93.7	97
	8	保育所等で、こどもの健康や安全が確保されていると思う保護者の割合	%	91.2	95
	9	保育所等の待機児童数（2・3号認定）	人／年度	18	0
生きる力	10	学校が楽しいと思うこどもの割合	%	82.2	94
	11	自然にふれる活動に参加しているこどもの数	人／年度	16,209	17,300
	12	困ったとき、悩みがあるときに相談する人がいると答えたこどもの割合	%	90.1	97
	13	こどもと将来の夢や目標について家庭で話をする小学生保護者の割合	%	85.3	94
	14	不登校児童・生徒出現率	%	1.7	0.5
				5.36	2
	15	仕事、結婚など自分の将来の人生設計に不安を感じる若者（16～34歳）の割合	%	70	42

(2)「子育て」に関する施策

① 家庭・家族

施策目標

家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる

単位施策 16：男女平等と共同参画を推進する

- 家庭、地域、職場など、あらゆる場での男女の固定的な役割分担意識の是正を図るため、セミナーの開催など啓発活動を推進し、男女がともに子育ての喜びを享受できる社会づくりを進めます。

単位施策 17：男性の育児参加を促進する

- 仕事・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換に向け、市民啓発や企業への働きかけを行うとともに、父親が仕事も家事も育児も主体的に楽しめるよう、「父子健康手帳」の配布や家庭教育学級などを通して男性が育児へ参加できる気運を高めます。

単位施策 18：こどもと一緒に楽しめる機会を充実させる

- 関係機関と連携し、親子参加型のイベントを開催するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館などで実施する各種行事や、家庭教育学級などを通じて、家族が協力して子育てをすることの大切さを啓発します。
- 家族で仕事について話し合う機会をつくり、家族のコミュニケーションや絆を深めることができるよう、県と連携を図りながら、こどもが自分の保護者等の職場を見学する「子ども参観日」の実施を推進します。

② 親育ち

施策目標

親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている

単位施策 19：親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する

- 地域の親子クラブの活動を支援するとともに、その存在の周知を図ります。また、地域子育て支援拠点、児童館などで実施する各種行事や、交流の場の提供を通じて、親子のふれあいや親同士の交流・仲間づくりを促進します。
- 子育てに関する学びの機会を提供するとともに、親同士の交流の場を設けて子育ての仲間づくりを促進するため、学校園で家庭教育に関するワークショップを実施します。
- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワーク等を通じて、こどもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談や助言、同じ悩みを抱える保護者同士がお互いに相談し合える場をつくります。

単位施策 20：子育ての相談体制を充実させる

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、楽しく育児が出来るよう子育て情報を提供するとともに、保護者からの様々な不安や悩みを聞きます。また、支援が必要な場合には、適切なサービスに結びつけます。
- 育児についての相談を専用ダイヤルで受け付け、適切なアドバイスを行います。また、養育が困難で支援が特に必要な家庭には、専門職員の個別訪問による相談、指導、助言、家事・育児援助などを行います。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたる相談支援を担当する「妊婦・子育て相談ステーション すくすく」と児童および妊産婦の福祉に関し相談対応を行う「子ども相談センター」が利用者支援事業※のこども家庭センター型※として一体的な運営を行うことで、切れ目ない相談支援体制の充実を図ります。

※【利用者相談事業】：こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報集約・提供、必要に応じ相談・助言など（利用者支援）を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり（地域連携）などを実施する事業

※【こども家庭センター型】：母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応する相談支援体制

単位施策 21：子育てに関する情報発信を充実させる

- 市内各所の子育て支援情報コーナーの充実を図るとともに、子育てハンドブックや子育て応援マップを更新・配布します。また、ホームページ、SNS、アプリ等の様々な媒体による情報受発信を強化するとともに、図書館等での子育て情報誌の充実を図ります。

③ 子育て支援

施策目標

身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている

単位施策 22：地域の子育て支援拠点を充実させる

- 地域子育て支援拠点※や子育て広場、児童館などでの、子育てに関する情報提供や相談対応について、妊娠期からの切れ目がないよう、その充実を図るとともに、親子のふれあいや親同士の交流、連携の場を提供します。
- 地域の特性を踏まえながら、安全・安心かつ快適に施設を利用できるよう、利便性向上や周辺施設との連携により児童館の機能の充実を図ります。
- 地域子育て支援拠点など、こどもや保護者の身近な場所において、その親子が抱える悩みや不安に対し、地域や関係機関などと連携しながら、当事者の目線に立ち寄り添って支援を行う利用者支援事業の拡大を図ります。

※【地域子育て支援拠点】：子育て家庭等の負担感、不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て等に関する講習を行うなど、親子と地域を結びつける懸け橋としての機能をもつ常設の施設



【地域子育て支援拠点】

単位施策 23 : 安心してこどもが生活できる場所を確保する

- 一時的にこどもを預かる仕組みとして、休日保育や一時保育、病児・病後児保育を行うとともに、地域子育て支援拠点の託児サービスや、子育て短期支援事業等の充実を図ります。また、地域や団体等のイベントで、託児の提供を促進します。
- 放課後児童クラブ※がこどもの健全な育成を図る役割を担っていることを踏まえ、研修や個別の指導を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図るとともに、放課後児童クラブの育成支援の内容を継続的に利用者や地域住民に周知していくための取組を行います。
- 地域の実情に応じた開所時間の延長などを通じて、放課後児童クラブの充実を図ります。また、会計研修の開催や先進事例の紹介などを行い、委託先である各運営事業者の運営力の強化に努めます。
- 放課後児童クラブにおいて、障がいのあるこどもなど、特別な配慮が必要なこどもの受け入れを促進するとともに、「特別支援対応研修」を開催するなど、障がいのあるこども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができる支援員の育成に努めます。
- 放課後児童クラブの利用児童が安全・安心に過ごせるよう、各関係者との連携のもと、学校施設や民間施設の一層の活用を含めた施設整備を通じて、すべてのクラブで児童1人あたり概ね1.65㎡以上のスペースの確保などに努めます。
- 地域や学校との更なる連携を図りながら、すべてのこどもたちの居場所を確保し、特に放課後については、放課後子ども教室※と放課後児童クラブを一体的に実施するなど、充実した時間を過ごすことができるよう取り組みます。

※【放課後児童クラブ】：いわゆる学童保育。保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供する場をいう。

※【放課後子ども教室】：放課後や週末等において、学校の余裕教室を活用して、こどもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する活動

単位施策 24 : 子育ての支え合いのしくみを充実させる

- 地域の中で事前に会員登録した「子育ての援助をしたい人（提供会員）」と「子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）」とで一時的に子育てを助け合う、ファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

④ 安心・ゆとり

施策目標

総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている

単位施策 25：ひとり親家庭への支援を充実させる

- 子育て家庭を対象とする、こども・子育ての諸施策の充実を図るとともに、各事業の認知度の向上に努めます。また、各事業の優先利用や利用料等の負担軽減措置など、ひとり親家庭のニーズに配慮した支援施策の在り方を検討します。
- 関係機関と連携し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えます。ニーズに即応した情報提供や、母子・父子自立支援員による総合的な相談対応などを行います。
- ひとり親家庭が修学や疾病等により一時的に生活援助や子育て支援を必要とする場合に、支援員を派遣して日常生活を支援します。また、住居に困っている母子家庭には、母子生活支援施設への入所を通じ、自立に向けた生活支援を行います。
- 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により、職業訓練・資格取得を支援するとともに、自立支援計画を策定し、ハローワーク等の関係機関と連携をしながら就労自立を支援します。
- 離婚後のこどもの健やかな成長のため、ひとり親家庭の養育費確保を支援し、こどもが経済的・社会的に自立することを応援します。

単位施策 26 : 障がいのあるこどもと、その家族に対する生活支援を充実させる

- 障がいのあるこどもや家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいのあるこどもの特性に応じた情報提供の充実を図ります。
- 障がいのあるこどもやその家族等に対して、相談対応、日常生活の支援、在宅福祉サービスの利用援助等を実施するとともに、地域との交流や社会参加活動を通じて、障がいのあるこどもの自立や社会参加を促進します。
- 児童発達支援センターを核として、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、医療機関等、地域の関係機関との関わりを深め、発達に課題のあるこどもや心理的つまりずきのあるこどもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。
- 障がいのあるこどもが、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。また、障がいのあるこどもの家族に対する就労支援や一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。
- 医療的ケア児・重症心身障がい児が増加傾向にあり、本人のみならず、日常的に介護している家族を支える必要があることから、個々の生活に応じた支援が受けられるよう、支援する事業所の体制強化や利用促進を図ります。
- 障がいのあるこどもが社会的に自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や倉敷障がい者就業・生活支援センター、一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に取り組めます。

単位施策 27：子育てに伴う経済的負担を軽減する

- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して、出産・子育てできるように妊婦のための支援給付金を支給します。
- 保育所・認定こども園等の保育料について、軽減を行います。また、特定不妊治療にかかる医療費の一部や、妊婦・乳児健康診査、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等についての助成を行います。
- 子育てのための施設等利用給付認定による給付については、保護者の負担軽減や利便性等に配慮し行います。
- 高校生年代までのこどもを養育している人に児童手当を支給します。また、経済的な事情で入院助産を受けられない妊婦に対しては出産費の助成を行います。そのほか、国民健康保険加入者への出産育児一時金の支給を行うとともに、未就学児や出産する被保険者の国民健康保険料を減額します。
- こどもが小学校や中学校に在学し、経済的な理由で就学等に困る家庭に対し、学用品や給食などの費用の一部を援助します。また、被保護世帯のこどもの大学等への進学支援や高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用として、進学・就職準備給付金を支給します。
- 市営住宅への入居を希望する子育て世帯に対し、優先的に入居できるよう配慮します。
- ひとり親家庭等でこどもを監護している親又は養育者に児童扶養手当を支給します。また、遺児の養育者に対し、倉敷市遺児激励金を支給するとともに、義務教育に要する費用の一部として倉敷市遺児教育年金を支給します。
- ひとり親家庭等に対し、各種資金（修学資金・就学支度資金等）の貸付を行います。また、こどもが学校に入学する場合の準備資金や、生活の安定を維持するための緊急資金を、市内団体等を通して貸し付けます。
- 障がいのあるこどもとその養育者に対し、特別児童扶養手当、児童福祉年金等を支給します。また、本人には医療費の助成や、補装具の購入費及び修理費等の支給、日常生活用具の給付等を行うとともに、各種手当や制度の周知を図ります。

単位施策 28：様々な困難を抱える家庭の生活課題に着目し、寄り添う支援をする

- 離婚、債務、DV、障がい、住居、家計、就労などで困難を抱える保護者の困りごとや悩みの相談を受け、状況に応じて訪問し、その家庭が社会的に孤立することのないよう、家庭に寄り添う支援を行います。
- 保護者が仕事や子育て及び生活について相談しやすい体制を整備します。また、支援が必要な家庭について、関係機関で連携しながら、ニーズに応じた支援に努めます。
- ヤングケアラー等への支援として、家庭の状況に応じて、介護サービスや障がい福祉サービスにつなぐとともに、必要に応じて、家事育児ヘルパーの派遣、こどもの面接や居場所へのつなぎなど、伴走的に支援できるよう取り組みます。

「子育て」に関する評価指標と目標値

施策領域	施策番号	評価指標		単位	実績値(R5)	目標値(R11)
家庭・家族	16	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合		%	59.4	72
	17	父親が積極的に育児をしていると思う保護者の割合	就学前児童の保護者	%	77.7	85
			小学生の保護者		64.4	70
	18	子育てを家族で協力して行っている人の割合	就学前児童の保護者	%	88.0	94
			小学生の保護者		82.3	94
	親育ち	楽しく子育てできていると感じている人の割合	就学前児童の保護者	%	92.2	95
			小学生の保護者		89.8	95
	20	身近に子育ての相談ができる場所があると思っている人の割合	就学前児童の保護者	%	76.4	84
			小学生の保護者		63.7	74
	21	子育てについて、必要時に必要な情報が得られていると思う保護者の割合	就学前児童の保護者	%	55.7	65
			小学生の保護者		48.3	65
子育て支援	22	地域子育て支援拠点の登録親子組数		組／年度	6,755	9,500
	23	安心してこどもを預けられる場所が身近にあると思う保護者の割合	就学前児童の保護者	%	77.9	85
			小学生の保護者		67.7	75
	24	ファミリー・サポート・センターの登録者数	依頼会員	%	1,426	2,300
			提供会員		511	650
			両方会員		128	270
安心・ゆとり	25	母子・父子自立支援員の相談解決件数		件／年度	2,224	4,000
	26	障がい福祉サービスにより地域全体で支えられていると思っている障がい者や家族の割合		%	28.3	31
	27	子育てに要する経済的な負担が軽減されてきたと感じる保護者の割合	就学前児童の保護者	%	20.0	35
			小学生の保護者		24.5	30
	28	様々な場面で困った時に相談できる相手がいる保護者の割合	就学前児童の保護者	%	90.3	97
			小学生の保護者		82.5	94

(3)「地域・社会」に関する施策

① 地域連携

施策目標

地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、こども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

単位施策 29：子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する

- 地域でこどもと子育てを支えるボランティアを養成するとともに、活動をしている愛育委員、栄養委員、母親クラブ、親子クラブなどの委員や団体を支援します。親子のふれあいや親同士の交流を行う場となる「子育てサロン」については、新たなサロンの設置促進など、その拡大にも努めます。

単位施策 30：地域と学校・大学との連携を進める

- 地域住民の参画を得て、こどもの学習や体験・交流活動等を行う放課後子ども教室の拡充に努めます。また、学校・家庭・地域が一体となった学校教育支援活動を行い、学校を拠点とした地域交流の促進を図ります。
- 大学内に地域子育て支援拠点を設け、大学と地域の交流を進めるとともに、県と連携しながら、大学等有する知的財産、人的財産やそのネットワーク、施設等を活用した、協働による地域ぐるみの子育て支援を進めます。
- 市内の大学・短大、大学校、附置研究所と連携し、市民の生涯学習を支援します。また、市立短期大学においては、大学が有する人的財産、施設等を活用し、資格を持ちながら就労していない「潜在保育士」の復職等の支援を行います。

単位施策 31：お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める

- 倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、さらにこれらを各地域の拠点として、母親クラブ、子育てサロンなど団体間のつながりを促進します。
- 地域でこどもと子育てを支えている委員、団体間の情報や知恵の交換・共有、ネットワークの広がりを促進するとともに、身近な地域を単位に、お互いのつながりを強める取組を進めます。
- 近隣の絆を強めるため、こどもから大人まで、積極的なあいさつ・声かけを推進します。また、子育て家庭へのあたたかい言葉かけをまとめ、周知するなど、地域における子育て家庭への配慮、寄り添いを促進します。
- おおむね小学校区単位のコミュニティ協議会（令和6年3月現在51組織）の設立を促進するとともに、地域のふれあいや交流のための行事やイベント、地域独自の活動を支援し、地域における連帯感の醸成や地域力の向上に努めます。

単位施策 32：福祉や教育、地域が協働し、困難を抱える家庭を支える体制づくりを促進する

- 様々な困難を抱える家庭のこどもが、学習、文化・野外活動などの経験が不足することがないように、地域で行われている、こどもの学び、遊びなどの活動を周知し、居場所づくりのための取組を推進します。
- 福祉や教育等の関係部署、地域の子育てに係わる団体等がそれぞれの分野を通じて、困難を抱える家庭を支える地域づくりを推進するため、関係機関との情報共有や連携強化を行い、総合的な支援体制の充実を図ります。

単位施策 33：地域とともに青少年の健全育成を進める

- 青少年健全育成推進大会や、青少年の健全育成に携わる団体の指導者を対象とした研修会などを開催するとともに、各中学校区での「青少年を育てる会」などを支援し、青少年の健全育成活動を推進します。

② 就労環境

施策目標

子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

単位施策 34：育児休業制度などの利用を促進する

- 国や県、関係機関と連携して、企業に対して育児休業制度の周知を図ります。また、仕事と家庭を両立させるための制度を導入し、利用を促進した場合に企業単位で助成金が支給されるなどの、助成制度等のPRと活用促進を図ります。

単位施策 35：子育てしやすい職場環境づくりを促進する

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務、認定制度やくるみんマーク※等の周知、子育て応援サポーター※の普及・啓発などを行うとともに、従業員に対して仕事と子育ての両立を支援している企業を表彰するなど、子育てしやすい職場環境づくりの促進に努めます。

※【くるみんマーク】：次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

なお、このくるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たし、特例認定を受けると、「プラチナくるみん」のマークを表示することができる。



※【子育て応援サポーター】：こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人・企業・団体・自治体など。倉敷市は令和5年8月にサポーターを宣言

単位施策 36：出産・育児後の再就職の支援を充実させる

- 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会などの情報提供を行います。また、国や県、関係機関と連携をして、こども連れでも利用しやすい相談体制の充実に努めます。

③ 安全環境

施策目標

こどもやこども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている

単位施策 37：バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する

- 妊婦・こども・育児者の立場からの視点を重視して、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進など、公共施設等の整備・環境改善を行うことで、子育て支援機能の強化を図ります。市営住宅については、建替え時に、ライフステージを勘案した良質な住宅を建築します。
- 乳幼児を抱える家族がおむつ替えや授乳等で立ち寄れる施設を「赤ちゃんの駅」に認定し、拡大を図るとともに、県と連携して「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度を進めるなど、親子が外出しやすい環境づくりに努めます。
- 車椅子やベビーカーの通行の妨げになる歩道の段差を解消します。また、主要な鉄道駅などのバリアフリー整備を推進するとともに、小学生等を対象としたバス教室を開催し、将来に向けた公共交通利用の促進を図ります。

単位施策 38：こどもの事故防止対策を充実させる

- 幼児健康診査や親子が集まるイベントなどで、誤飲、転落・転倒、やけどといったこどもの事故防止のための啓発を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等での安全対策の整備と情報共有を図ります。
- 地域や警察等関係機関と連携して、交通安全の普及啓発活動を実施します。年齢・段階に応じた交通安全教室を開催し、安全な歩行と横断方法や自転車の左側通行、ヘルメットの着用などの自転車の安全利用等を推進します。また、チャイルドシートの正しい使用と効果についての啓発や交通安全指導者の育成に努めます。
- 道路の安全確保や交通事故の発生要因などに応じた事故防止対策を行います。

単位施策 39：こどもを犯罪等から守るための活動を推進する

- 警察等と連携したパトロールの実施や防犯に関する情報の発信、地域の自主防犯パトロール活動の支援など、犯罪発生の抑止と防犯意識の高揚を図ります。
- 不審者に対する対応方法の指導及び防犯意識を高めるための啓発活動のほか、青色パトロール車による実効性のある安全確保に努めます。通学路安全のための防犯カメラの維持管理や防犯灯の設置など、犯罪の抑制を図ります。

「地域・社会」に関する評価指標と目標値

施策 領域	施策 番号	評価指標		単位	実績値 (R5)	目標値 (R11)
地域 連携	29	過去1年間にこどもにかかわる活動をしたことがある人の割合		%	24.8	40
	30	学校・家庭・地域が連携した事業に参加したこどもの数		人／年度	183,879	297,200
	31	地域の人に支えてもらって子育てをしていると思う人の割合	就学前児童の保護者	%	35.4	53
			小学生の保護者		43.7	59
	32	児童福祉、保健、障がいなどの福祉関係機関や学校・地域が連携できていると思う人の割合	就学前児童の保護者	%	41.3	50
			小学生の保護者		41.4	50
	33	青少年を育てる会が主催する活動の年間参加者数		人／年度	131,695	150,000
就労 環境	34	これまで育児休業を取得したことがある人の割合	就学前児童の父親	%	25.7	34
			就学前児童の母親		88.4	94
	35	働いている職場が、子育てに対する理解があると思っている人の割合		%	70	74
	36	出産・育児後の再就職に対し支援・相談体制が充実していると思っている人の割合	就学前児童の保護者	%	☆	☆
			小学生の保護者		☆	☆
安全 環境	37	赤ちゃんの駅の認定施設数		か所	219	250
	38	自転車に乗るときの交通マナーを小学生に指導している保護者の割合		%	86.2	95
	39	市民・行政・学校・警察が連携して、防犯対策がとれていると思っている人の割合		%	43.9	63

☆ 今後調査したうえで実績を出し、目標値を設定する予定

第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

1 量の見込みと教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域と主要事業

子ども・子育て支援法では、市は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定め、教育・保育に係る主要事業（幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）について、その区域における各年度の「量の見込み」と「確保方策」（提供体制の確保の内容、その実施時期）を示すこととなっています。

このたび、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置付けられた「子育て世帯訪問支援事業」「親子関係形成支援事業」「産後ケア事業」を計画へ追加し、提供体制の整備を図ります。

① 幼児期の学校教育・保育	② 地域子ども・子育て支援事業
ア. 特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園） 私学助成を受ける私立幼稚園 （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園） イ. 特定地域型保育事業 （事業所内保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育） ウ. 企業主導型保育事業	ア. 利用者支援事業 イ. 地域子育て支援拠点事業 ウ. 妊婦一般健康診査 エ. こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）・ 養育支援訪問事業 オ. 子育て支援短期利用事業（ショートステイ） 夜間養護事業（トワイライトステイ） カ. ファミリー・サポート・センター事業 キ. 幼稚園の預かり保育、保育所の一時保育等 ク. 延長保育事業 ケ. 病児・病後児保育事業 コ. 放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業） サ. 認定こども園特別支援児保育事業 （多様な事業者の参入促進・能力活用事業） シ. 子育て世帯訪問支援事業（新） ス. 親子関係形成支援事業（新） セ. 産後ケア事業（新）

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育に係る主要事業について、その「量」を見込んで「確保の方策」を整理するため、本市では、社会福祉事務所の単位を基本として、市域を4つに区割りします。

※庄・茶屋町地区は倉敷区域、船穂地区・真備地区は玉島区域に含まれます。



2 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

地域のニーズにきめ細かく対応するため、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を設定します。
なお、妊婦一般健康診査、子育て支援短期利用事業（ショートステイ）・夜間養護事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センター事業、新設の子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、産後ケア事業については、市域全体での設定とします。

（１） 幼児期の学校教育・保育

公立・私立（民間）を問わず、市内の幼稚園・保育所・認定こども園などのそれぞれの特徴をしながら‘総合力’で、「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」を図る必要があります。

なお、子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用に際しては、教育・保育の必要性に応じて、次の支給認定を受けてから、給付を受けることとなります。

認定区分	対象	利用先
1号	・ 満3歳以上～5歳（就学前） ・ 幼児教育のみを希望	幼稚園、認定こども園
2号	・ 満3歳以上～5歳（就学前） ・ 保育を必要とし、教育・保育を希望	保育所、認定こども園
3号	・ 満3歳未満（0～2歳） ・ 保育を必要とし、保育を希望	保育所、認定こども園など

ア. 特定教育・保育施設、私学助成を受ける私立幼稚園

【事業概要】

各家庭の状況に応じて利用できる施設として、幼稚園、保育所、認定こども園があります。

＜ 幼稚園 ＞

満3歳から小学校就学前までのこどもに、生活や遊びを通して教育を行う施設です。標準4時間の幼児教育を行うとともに、就労などの理由で、標準時間を超えて保育を希望する人のために、私立幼稚園や一部の公立幼稚園では、預かり保育を実施しています。

＜ 保育所 ＞

保護者の就労や疾病などの理由で、家庭保育ができない0歳から小学校就学前までのこどもを預かり、保育する施設です。集団生活に慣れさせるためなどの理由で入所することはできません。2号、3号の認定を受けたこどもが利用できます。

＜ 認定こども園 ＞

幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設です。保護者が働いている、働いていないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化しても、同じ園を継続して利用することができます。園によって違いはありますが、原則として、1号、2号、3号の認定を受けたこどもが利用できます。

【方向性】

- 公立・私立（民間）を問わず、幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれの特徴を活かしながら‘総合力’で供給の確保に努めます。
- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。認定こども園について、適宜、私立幼稚園、民間保育所に情報提供を行うとともに、認定こども園への移行を希望する場合には積極的にその支援を行います。このため、国の基本指針に基づく需給調整に関する上乗せ数値については、具体的な数値設定を行わないこととします。
- 公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園については、別に定めた適正配置計画※に基づき、幼稚園の多機能化や認定こども園の設置などを実施します。

※【適正配置計画】：待機児童対策や幼児教育の集団規模の適正化のため、公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園の配置の方向性を定めた計画のこと。

イ. 特定地域型保育事業

【事業概要】

原則、満3歳未満（0～2歳）の保育を必要とする乳幼児を保育する事業で、次の4類型があります。

< 事業所内保育 >

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施しますが、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供する事業です。

- ・ 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上）
- ・ 小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）… 小規模保育の基準を適用

< 小規模保育 >

定員が6～19人の比較的小規模な施設で家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業です。

【方向性】

- 保育所・認定こども園で対応しきれない0～2歳の保育需要に対応するため、小規模保育事業、保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業を実施し、こどもの受入れを行います。
- この事業を利用した0～2歳のこどもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携を支援します。

ウ. 企業主導型保育事業

【事業概要】

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図るとともに、仕事と子育ての両立に資することを目的として、市町村の認可を必要とせず、子ども・子育て拠出金を負担している企業が設置した事業所内保育所に対して、国から運営費などが助成される制度です。

【方向性】

- 企業主導型保育事業の実施施設とこどもの受入れについて連携を図ります。

【量の見込みと確保方策】

※ 必要利用定員総数の値は、1号は各年5月1日現在、2・3号は各年4月1日現在

[倉敷区域]

年度		R 5 (実績)				R 6 (実績)			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		2, 232	3, 050	379	2, 257	2, 169	3, 014	335	2, 199
確保方策	特定教育・保育施設	2, 959	3, 148	524	1, 688	2, 439	3, 120	514	1, 656
	私学助成を受ける 私立幼稚園	300				300			
	特定地域型保育事業			157	357			160	363
	企業主導型保育事業		108	63	159		103	62	157
	計	3, 259	3, 256	744	2, 204	2, 739	3, 223	736	2, 176
年度		R 7				R 8			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		2, 061	3, 037	331	2, 092	1, 960	2, 986	325	2, 049
確保方策	特定教育・保育施設	2, 439	3, 120	514	1, 656	2, 439	3, 120	514	1, 656
	私学助成を受ける 私立幼稚園	300				300			
	特定地域型保育事業			160	402			160	402
	企業主導型保育事業		103	62	157		103	62	157
	計	2, 739	3, 223	736	2, 215	2, 739	3, 223	736	2, 215
年度		R 9				R 10			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		1, 821	2, 867	309	2, 078	1, 713	2, 768	304	2, 065
確保方策	特定教育・保育施設	2, 439	3, 120	514	1, 656	2, 439	3, 120	514	1, 656
	私学助成を受ける 私立幼稚園	300				300			
	特定地域型保育事業			160	402			160	402
	企業主導型保育事業		103	62	157		103	62	157
	計	2, 739	3, 223	736	2, 215	2, 739	3, 223	736	2, 215
年度		R 11							
認定の区分		1号	2号	3号					
				0歳	1~2歳				
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		1, 623	2, 719	299	2, 053				
確保方策	特定教育・保育施設	2, 439	3, 120	514	1, 656				
	私学助成を受ける 私立幼稚園	300							
	特定地域型保育事業			160	402				
	企業主導型保育事業		103	62	157				
	計	2, 739	3, 223	736	2, 215				

[水島区域]

年度		R 5 (実績)				R 6 (実績)			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		1, 377	1, 391	132	900	1, 269	1, 388	143	865
確保 方 策	特定教育・保育施設	1, 725	1, 448	249	757	1, 565	1, 444	254	756
	私学助成を受ける 私立幼稚園	400				400			
	特定地域型保育事業			37	81			37	81
	企業主導型保育事業		18	14	28		18	14	28
	計	2, 125	1, 466	300	866	1, 965	1, 462	305	865
年度		R 7				R 8			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		1, 210	1, 410	139	802	1, 125	1, 401	135	803
確保 方 策	特定教育・保育施設	1, 745	1, 444	254	756	1, 745	1, 444	254	756
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			37	94			37	94
	企業主導型保育事業		18	14	28		18	14	28
	計	1, 745	1, 462	305	878	1, 745	1, 462	305	878
年度		R 9				R 10			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		1, 023	1, 361	132	801	908	1, 298	129	799
確保 方 策	特定教育・保育施設	1, 745	1, 444	254	756	1, 745	1, 444	254	756
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			37	94			37	94
	企業主導型保育事業		18	14	28		18	14	28
	計	1, 745	1, 462	305	878	1, 745	1, 462	305	878
年度		R 11							
認定の区分		1号	2号	3号					
				0歳	1~2歳				
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		848	1, 304	126	798				
確保 方 策	特定教育・保育施設	1, 745	1, 444	254	756				
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0							
	特定地域型保育事業			37	94				
	企業主導型保育事業		18	14	28				
	計	1, 745	1, 462	305	878				

[児島区域]

年度		R 5 (実績)				R 6 (実績)			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		167	968	68	537	153	920	64	512
確保 方 策	特定教育・保育施設	275	1,072	222	606	225	1,046	205	589
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			3	9			3	9
	企業主導型保育事業		0	0	0		0	0	0
	計	275	1,072	225	615	225	1,046	208	598
年度		R 7				R 8			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		190	863	54	483	177	824	49	440
確保 方 策	特定教育・保育施設	225	1,046	205	589	225	1,046	205	589
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			3	9			3	9
	企業主導型保育事業		0	0	0		0	0	0
	計	225	1,046	208	598	225	1,046	208	598
年度		R 9				R 10			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		164	779	43	414	149	723	38	398
確保 方 策	特定教育・保育施設	225	1,046	205	589	225	1,046	205	589
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			3	9			3	9
	企業主導型保育事業		0	0	0		0	0	0
	計	225	1,046	208	598	225	1,046	208	598
年度		R 11							
認定の区分		1号	2号	3号					
				0歳	1~2歳				
量の見込み (必要利用定員総数) (人)		134	663	33	381				
確保 方 策	特定教育・保育施設	225	1,046	205	589				
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0							
	特定地域型保育事業			3	9				
	企業主導型保育事業		0	0	0				
	計	225	1,046	208	598				

[玉島区域]

年度		R 5（実績）				R 6（実績）			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
量の見込み （必要利用定員総数） （人）		855	1,124	107	775	785	1,131	131	745
確保 方 策	特定教育・保育施設	1,304	1,165	195	619	979	1,134	182	613
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			42	99			48	112
	企業主導型保育事業		65	27	54		65	27	54
	計	1,304	1,230	264	772	979	1,199	257	779
年度		R 7				R 8			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
量の見込み （必要利用定員総数） （人）		798	1,150	124	715	774	1,149	122	715
確保 方 策	特定教育・保育施設	979	1,134	182	613	979	1,134	182	613
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			48	112			48	112
	企業主導型保育事業		65	27	54		65	27	54
	計	979	1,199	257	779	979	1,199	257	779
年度		R 9				R 10			
認定の区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
量の見込み （必要利用定員総数） （人）		754	1,154	120	686	698	1,102	117	673
確保 方 策	特定教育・保育施設	979	1,134	182	613	979	1,134	182	613
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			48	112			48	112
	企業主導型保育事業		65	27	54		65	27	54
	計	979	1,199	257	779	979	1,199	257	779
年度		R 11							
認定の区分		1号	2号	3号					
				0歳	1～2歳				
量の見込み （必要利用定員総数） （人）		672	1,095	115	659				
確保 方 策	特定教育・保育施設	979	1,134	182	613				
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0							
	特定地域型保育事業			48	112				
	企業主導型保育事業		65	27	54				
	計	979	1,199	257	779				

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア. 利用者支援事業

【事業概要】

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報集約・提供、必要に応じ相談・助言など（利用者支援）を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり（地域連携）などを実施する事業です。

基本型※、特定型※の類型に加え、令和4年児童福祉法改正により、従来の母子保健型の類型に代わり、こども家庭センター型※が新しく創設されました。

【方向性】

- 基本型について、令和4年10月から、市内1か所の地域子育て支援拠点において、実施しています。今後、各区域における実施の検討を進めるとともに、新たな基本型の類型を活用し、市内各地域子育て支援拠点や児童館などにおいて、こども家庭センターと密接に連携した、妊産婦、子育て世帯、こどもの身近な相談機関として「地域子育て相談機関※」の体制整備を図ります。
- 平成26年度から保育コンシェルジュを各区域に配置し、特定型を実施しています。今後も継続して事業を実施します。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたる相談支援を担当する「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」と児童及び妊産婦の福祉に関し相談対応を行う「子ども相談センター」がこども家庭センター型として一体的な運営を行うことで切れ目ない相談体制の充実を図ります。

※【基本型】：「利用者支援」「地域連携」「広報」のすべての業務を実施し、包括的な支援を行う類型です。地域子育て支援拠点など、親子が継続的に利用できる施設などを活用して行います。専門相談員を配置する「基本Ⅰ・Ⅱ型」、既存事業において配置されている職員のみで実施する「基本Ⅲ型」（地域子育て相談機関が活用できる類型）で構成されます。

【特定型】：基本型に対し、一部の業務を実施しない類型で、主に「利用者支援」を実施します。「地域連携」は、市の関係各課がその役割を担うこととなります。

【こども家庭センター型】：母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談支援を行う類型です。

【地域子育て相談機関】：子育て支援を行う施設等において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関。令和4年児童福祉法改正により、こども家庭センターの設置とともに、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、市町村は整備に努めることとしています。

【量の見込みと確保方策】

※事業量（実績値）の値は全て4月1日現在の箇所数

〔倉敷区域〕

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保 方策 (か所)	【特定型】	1	1	1	1	1	1	1
	【母子保健型】	1	—	—	—	—	—	—
	【こども家庭センター型】※	—	2	2	2	2	2	2
	【基本型】 (基本Ⅰ型)	1	1	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討（１～２）				
	地域子育て相談機関	—	—	11	11	11	11	11

〔水島区域〕

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保 方策 (か所)	【特定型】	1	1	1	1	1	1	1
	【母子保健型】	1	—	—	—	—	—	—
	【こども家庭センター型】※	—	1	1	1	1	1	1
	【基本型】 (基本Ⅰ型)	0	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討（１～２）				
	地域子育て相談機関	—	—	4	4	4	4	4

〔児島区域〕

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保 方策 (か所)	【特定型】	1	1	1	1	1	1	1
	【母子保健型】	1	—	—	—	—	—	—
	【こども家庭センター型】※	—	1	1	1	1	1	1
	【基本型】 (基本Ⅰ型)	0	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討（１～２）				
	地域子育て相談機関	—	—	4	4	4	4	4

〔玉島区域〕

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保 方策 (か所)	【特定型】	2	2	2	2	2	2	2
	【母子保健型】	1	—	—	—	—	—	—
	【こども家庭センター型】※	—	2	2	2	2	2	2
	【基本型】 (基本Ⅰ型)	0	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討（１～２）				
	地域子育て相談機関	—	—	7	7	7	7	7

※令和6年度からのこども家庭センター型については、
 倉敷区域…子ども未来部子ども相談センター及び妊婦・子育て相談ステーションすくすく倉敷
 水島区域…妊婦・子育て相談ステーションすくすく水島
 児島区域…妊婦・子育て相談ステーションすくすく児島
 玉島区域…妊婦・子育て相談ステーションすくすく玉島及び妊婦・子育て相談ステーションすくすく真備
 を指す。なお、子ども未来部子ども相談センターは市内全域を担当する。

イ. 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

育児中の親とそのこども（乳幼児）が気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供し、子育ての悩みや不安の解消を図る事業です。

【方向性】

- 現在、常設の地域子育て支援拠点を市内21か所、出張ひろばを市内2か所開設しています。これらの拠点の登録親子組数を増やします。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
親子利用者数（人回／月）	7,814	8,309	8,381	8,452	8,524	8,595	8,667
確保方策（常設か所）	9	9	9	9	9	9	9

[水島区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
親子利用者数（人回／月）	2,016	2,042	2,257	2,472	2,687	2,902	3,118
確保方策（常設か所）	3	3	3	3	3	3	3

[児島区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
親子利用者数（人回／月）	718	898	1,053	1,208	1,363	1,518	1,673
確保方策（常設か所）	3	3	3	3	3	3	3

[玉島区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
親子利用者数（人回／月）	3,535	3,517	3,850	4,184	4,517	4,850	5,184
確保方策（常設か所）	6	6	6	6	6	6	6

ウ. 妊婦一般健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【方向性】

- 現在、1人につき妊婦14回の健康診査受診票と超音波検査等の受診票を発行しています。国が示す妊婦健診の実施に関する「望ましい基準」を満たせるよう、今後も継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実人数（人）	3,379	3,299	3,189	3,082	2,978	2,879	2,782
平均健診回数（回）	12	12	12	12	12	12	12
確保方策		実施機関：県内産婦人科医療機関、県内助産院へ委託により実施 県外医療機関については償還払対応 検査項目：問診、診察、血圧・体重測定、尿化学検査、保健指導ほか 実施時期：通年					
延べ人数（人）	39,496						

エ. こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）・養育支援訪問事業

【事業概要】

○ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【方向性】

- 現在、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師や助産師などが訪問し、支援が必要な場合には適切なサービス提供に結びつけています。今後も継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

〔市全域〕

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こんにちは赤ちゃん訪問（人）	3,369	3,219	3,179	3,048	2,916	2,856	2,755
養育支援訪問（人）	803	721	712	705	698	691	684
確保方策	実施体制：計16人						

オ. 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）・夜間養護事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもを、児童福祉施設で預かり、一時的に養育する事業です。

【方向性】

- 市内では、児童養護施設１か所でショートステイを実施しています。今後も継続して事業を実施します。
- 平成２６年度から、一部の母子家庭を対象にトワイライトステイを実施しています。今後も継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ショートステイ（人日）	400	432	468	504	540	576	612
確保方策（人日）	730	730	730	730	730	730	730
トワイライトステイ（人日）	0	10	10	10	10	10	10
確保方策（人日）	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565

カ. ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

地域の中で事前に会員登録した「子育ての援助をしたい人（提供会員）」と「子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）」とで、一時的に子育てを助け合う事業です。

【方向性】

- 現在、くらしき健康福祉プラザを拠点にして、相互援助活動の連絡、調整を行っています。活動回数の減少が見込まれるため、今後、提供会員・両方会員の拡大を図り、事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

		実績	量の見込み					
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量 (人日)	就学前の利用	2,063	2,113	2,163	2,213	2,263	2,313	2,363
	預かりを含む利用	1,140	—	—	—	—	—	—
	小学生の利用	1,872	1,922	1,972	2,022	2,072	2,122	2,172
	預かりを含む利用	915	—	—	—	—	—	—
	病児対応	5	10	10	10	10	10	10
確保方策（人日）		11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
依頼会員（人）		1,426						
提供会員（人）		511						
両方会員（人）		128						

キ. 幼稚園の預かり保育、保育所の一時保育等

【事業概要】

主として昼間に、幼稚園（在園児を対象）・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を一時的に預かり、保育する事業です。

【方向性】

- 幼稚園（在園児を対象）・保育所・認定こども園のほか、地域子育て支援拠点などの、より身近な場所で事業を実施します。
- 公立幼稚園においては、別に定めた適正配置計画に基づき、在園児を対象に実施するとともに、必要に応じ、拡大の検討を進めます。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

		実績		量の見込み					
年度		R5		R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業 量 (人 日)	私立幼稚園 預かり保育	39,195	128,331	131,140	132,753	135,666	138,579	141,492	144,407
	公立幼稚園 預かり保育	77,119							
	一時保育	7,643							
	休日保育	1,066							
	拠点※ 託児サービス	3,308							
確保方策（人日）		135,606		142,806	142,806	146,406	146,406	146,406	146,406

※ 地域子育て支援拠点

[水島区域]

		実績		量の見込み					
年度		R5		R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業 量 (人 日)	私立幼稚園 預かり保育	50,434	69,561	68,602	75,591	77,580	79,569	81,558	83,547
	公立幼稚園 預かり保育	10,322							
	一時保育	6,331							
	休日保育	339							
	拠点※ 託児サービス	2,135							
確保方策（人日）		73,386		76,986	95,386	95,386	95,386	95,386	95,386

※ 地域子育て支援拠点

[児島区域]

		実績		量の見込み					
年度		R5		R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業 量 (人 日)	私立幼稚園 預かり保育	914	5, 352	7, 294	7, 511	7, 310	7, 014	6, 834	6, 669
	公立幼稚園 預かり保育	2, 075							
	一時保育	2, 113							
	休日保育	250							
	拠点※ 託児サービス	—							
確保方策（人日）		12, 282		14, 682	14, 682	14, 682	14, 682	14, 682	14, 682

※ 地域子育て支援拠点

[玉島区域]

		実績		量の見込み					
年度		R5		R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業 量 (人 日)	私立幼稚園 預かり保育	27,169	53,356	54,584	57,504	55,447	56,826	58,138	59,619
	公立幼稚園 預かり保育	21,066							
	一時保育	3,155							
	休日保育	49							
	拠点※ 託児サービス	1,917							
確保方策（人日）		59,474		61,874	61,874	61,874	61,874	61,874	61,874

※ 地域子育て支援拠点

ク. 延長保育事業

【事業概要】

2号、3号の認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外の時間に、保育所や認定こども園などで預かり、保育する事業です。

【方向性】

○ 現在、89園で延長保育を行っており、今後も継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	2,381	2,361	2,328	2,261	2,194	2,129	2,066
確保方策（人）	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973

[水島区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	809	814	803	777	752	728	704
確保方策（人）	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498

[児島区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	279	262	250	239	229	219	210
確保方策（人）	705	705	705	705	705	705	705

[玉島区域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	604	612	610	589	570	551	533
確保方策（人）	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067	1,067

ケ. 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院などに付設された専用スペース等で、看護師などが一時的にこどもを預かり、保育する事業です。

【方向性】

- 病気のため集団保育が難しいこども（乳幼児、小学１～６年生）を対象に、各区域１か所、市内計４か所で実施しています。今後も継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

〔倉敷区域〕

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	1,450	1,420	1,349	1,345	1,341	1,337	1,333
確保方策（人）	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758

〔水島区域〕

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	1,007	983	973	924	878	834	792
確保方策（人）	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360

〔児島区域〕

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	1,334	1,288	1,244	1,189	1,136	1,084	1,035
確保方策（人）	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344

〔玉島区域〕

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	581	578	571	557	543	529	515
確保方策（人）	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180

コ. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【方向性】

- 現在、市内には64か所（174支援の単位※）の放課後児童クラブがあります。今後も、児童1人あたりの面積や待機児童数の予測、支援員の確保など、個々のクラブの実情を総合的に勘案して、最大限に子どもを保育できるよう事業を実施します。

※【支援の単位】児童の集団の規模を示す基準として導入されたもので、概ね40人が適正とされている。

- 供給不足が見込まれるクラブでは、学校施設や民間施設の一層の活用をはじめ、様々な工夫を行い、その解消に努めます。

【量の見込みと確保方策】 ※事業量の値は全て4月1日現在の入所児童数

[倉敷区域]

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
低学年	事業量（人）	2,430	2,532	2,609	2,652	2,690	2,748	2,764
	確保方策（人）	3,113	3,239	3,301	3,332	3,363	3,425	3,456
高学年	事業量（人）	663	729	752	765	776	793	798
	確保方策（人）	850	890	908	917	926	944	953
支援の単位数		82	86	88	89	90	92	93

[水島区域]

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
低学年	事業量（人）	830	851	894	926	963	1,000	1,019
	確保方策（人）	1,254	1,313	1,344	1,375	1,406	1,437	1,468
高学年	事業量（人）	206	234	247	256	267	278	284
	確保方策（人）	312	332	341	350	359	368	377
支援の単位数		28	30	31	32	33	34	35

[児島区域]

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
低学年	事業量（人）	508	514	514	504	501	493	493
	確保方策（人）	692	692	692	724	724	724	724
高学年	事業量（人）	73	70	70	69	69	69	70
	確保方策（人）	161	161	161	169	169	169	169
支援の単位数		18	17	17	18	18	18	18

[玉島区域]

		実績		量の見込み				
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
低学年	事業量（人）	951	1,050	1,085	1,105	1,134	1,172	1,183
	確保方策（人）	1,339	1,467	1,495	1,523	1,551	1,579	1,579
高学年	事業量（人）	412	383	397	405	416	431	436
	確保方策（人）	581	600	612	624	636	648	648
支援の単位数		40	41	42	43	44	45	45

サ. 認定こども園特別支援児保育事業（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

【事業概要】

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる民間認定こども園（学校法人立を除く）の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【方向性】

○ 市内では、対象となる認定こども園で事業を実施しています。今後も継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）	129	130	132	134	136	138	140
確保方策		対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要なこどもが2人以上在籍する民間認定こども園であって、対象となるこどもの教育・保育を担当する職員を加配する施設					

シ. 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

【事業概要】

家事・子育てへの不安・負担を抱えた子育て家庭、核家族等で支援のない妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴したり、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整える事業です。

【方向性】

- 家事支援ヘルパー：
要支援・要保護家庭・ヤングケアラー等のいる家庭を対象とし、適切な時期に利用できるよう、検討してつなげます。
- 産後ヘルパー：
現在、産後 1 年まで利用できるものですが、妊娠期から利用できるよう拡充を検討します。

【量の見込みと確保方策】

○家事支援ヘルパー

[市全域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人日）	584	560	600	600	600	600	600
確保方策（人日）	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080

○産後ヘルパー

[市全域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人日）	283	300	333	326	318	310	300
確保方策（人日）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

ス. 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

【事業概要】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談や助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し合える場を設ける等により、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【方向性】

- 子育てに関するシリーズの講座を、就学前と学童期以降に分けて実施しています。保護者や時代のニーズに沿った内容を取り入れ、継続して事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

	実績	量の見込み					
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業量（人）		150	150	150	150	150	150
確保方策（人）		300	300	300	300	300	300

セ. 産後ケア事業

【事業概要】

出産後１年以内の母とそのこどもに対して、助産師等が心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談等を行う事業です。利用者が施設に入所して産後ケアを受ける宿泊産後ケア、通所してケアを受ける日帰り産後ケア、利用者の居宅でケアを受ける訪問産後ケアがあり、産後ケア利用料の一部を市が負担しています。

【方向性】

- 令和６年度から、宿泊産後ケア、日帰り産後ケア利用料の市負担額の増額、訪問産後ケアの開始、利用申請の電子化（Ｗｅｂサイトからの申請）を開始し、事業の拡充を行いました。今後も継続して事業を実施します。
- 市と産後ケア施設が連携し、出産後の母の悩みや不安に寄り添った切れ目ない支援を実施しています。今後も継続して必要な支援を行います。
- 利用者がより身近な施設で利用できるよう、今後も利用できる施設を確保するとともに、必要に応じ施設数の拡大を検討します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

		実績	量の見込み					
年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
宿 泊	延べ泊数	270	532	538	543	549	555	560
	確保方策（か所）	14	19	19	19	20	20	20
日 帰 り	延べ人数	135	263	267	270	274	277	281
	確保方策（か所）	13	18	18	18	19	19	19
訪 問	延べ回数		136	137	138	139	140	141
	確保方策（か所）		7	7	7	7	7	7